

第4回 2011年8月4日  
法曹の養成に関するフォーラム  
日本弁護士連合会 資料

資料No	内 容	頁
1	司法修習制度の意義と貸与制について ( 第3回フォーラムの座長とりまとめを踏まえた日弁連の見解です。)	1
2	2005年司法修習生便覧抜粋 ( 2005年までの司法修習生便覧(司法研修所)における修習専念義務と給費制についての説明の抜粋です。)	5
3	2010年司法修習ハンドブック抜粋 ( 現在の司法修習生便覧における修習専念義務についての説明の抜粋です。)	8
4	平成23年度11月期司法修習生採用選考要項 ( 現在の司法修習生の採用条件です。退職証明書の提出が求められています。)	11
5	「裁判所法逐条解説 中巻」(最高裁判所事務総局総務局編,法曹会,昭和44年)抜粋 ( 「裁判所法逐条解説 中巻」における司法修習制度の意義,給費制についての説明の抜粋です。)	12
6	64期司法修習生進路内定状況推移 ( 日弁連で3月から司法修習生に毎月実施している就職内定状況に関するアンケート調査結果です。)	26
7	司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査 集計結果に関するコメント(追加) ( 第3回フォーラムで提出した当連合会のコメントに追加するものです。)	28
8	当連合会による売上(収入)・所得補充調査について ( 57期と62期の弁護士に関する補充調査結果です。)	30
9	給費制関連新聞記事(2011年4月以降)	38

2011年7月22日

## 司法修習制度の意義と貸与制について

日本弁護士連合会

### 1 第3回フォーラムの座長とりまとめについて

第3回フォーラムでは、司法修習給費制を維持すべきとする当連合会の主張は残念ながら多数意見とはならず、貸与制への移行を前提に、これが法曹志願者の障害とならないよう低所得層への配慮等の方策を検討するとの趣旨の座長とりまとめがなされました。

しかし、座長とりまとめにおいては、同時に、司法修習制度の意義について検討することも確認されました。

当連合会は、これまで繰り返し主張してきたとおり、最高裁の指揮監督の下で厳しい修習専念義務により修習生を拘束する現在の司法修習制度は給費制と不可分一体のものであり、貸与制を実施するのであれば、その前に司法修習制度の意義と在り方について十分検討しなければならないと考えます。

### 2 司法修習制度の意義

司法修習制度は、司法試験に合格した者が、裁判官、検察官又は弁護士となる資格を取得するための修習を行うものですが、その特徴について、最高裁は次のように説明しています。

「司法修習では、経験豊富な実務法曹の指導によって、法律実務に即した教育を行い、実務の場で必要な知識、技法を身に付けさせています。司法修習生に、現代社会に生起する、複雑で多様化した法的事象に対処しうる汎用的な基礎力を養成することを目指します。また、国民の権利に直接関係する法曹は、プロフェッショナルとして高い倫理観と職業意識が求められます。司法修習では、法曹倫理の修得についても、重要な修習のテーマと位置付けています。

特に、司法修習では、実務的な技法や法曹倫理を効果的に学ばせるために、先輩の法曹による個別的な指導と監督の下、司法修習生が実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ実務修習を重視しています。実際の事件を素材とすることで、司法修習生は、事件の重大さ、法曹の責任の重さを身をもって知ることとなります。この実務修習は、法曹を養成するために不可欠の課程です。」（最高裁判所 HP から）

当連合会もこうした司法修習制度の意義と重要性を認めており、司法修習生が修習に専念できるよう配慮する必要があると考えています。

### **3 司法修習制度と給費制は不可分一体のもの**

司法修習生の地位と身分について、**最高裁判決**（昭和42年4月28日 民集21巻3号759頁）は、

修習期間中は国庫から一定額の給与を受けるほか、暫定手当、扶養手当等の諸手当や「公務のため旅行する国家公務員等」として司法研修所入所、滞在などに必要な旅費の支給を受けること、

司法研修所長の統轄に服し、配属地の高等裁判所長官等の監督を受けること、兼職を禁止されること、

修習にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うこと

一定の事由があるときは、その意に反して罷免されること

を指摘したうえで、その理由について、「これらのことはすべて、**司法修習生をして右の修習に専念させるための配慮ないしはその修習が秘密事項に関することがあるための配慮**」であると判示しています。

また、平成17年までの**司法修習生便覧**（司法研修所）には上記の最高裁判決とほぼ同じ内容が修習生の「身分等」として記載されており、「**司法修習生は公務員ではないが、給与、規律その他の身分関係については公務員に準じた取り扱いを受ける**」と明記されていきました（\*）。

実際、司法修習生は裁判官の合議や裁判員の評議に立ち会い、被疑者取調べを検察官の指導の下に行い、弁護士と依頼者との面談に関与するなど、高度な職業倫理と守秘義務を要する作業に従事しており、そのために公務員に準じた厳しい規律が課せられてきたのです。修習生の給費はこの「公務員に準じた身分」と不可分一体のものであり、上記の最高裁判決が「修習に専念させるための配慮」として説明してきたものです。

ところが、貸与制への移行を決めた平成16年の裁判所法一部改正では、司法修習生への給費を定めた条項の削除と同時に修習専念義務を条文上明記しました。

しかし、貸与制による修習貸与金は本人の自己負担である点で奨学金や学資ローンと同種のものであり、**貸与制の下で公務員同様の厳しい規律を課して司法修習への専念を求めることは著しい不正義である**と言わざるをえません。

\* なお、最高裁判所事務総局総務局編『裁判所法逐条解説 中巻』397頁（法曹会，昭和44年）は、給費制について、「司法修習生は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法研修所長の統轄をうけるものであり、また、司法修習生の修習に関する事務は最高裁判所に置かれる司法研修所で取り扱うものとされている以上、給与も国庫から受けるべきは、当然といえよう」と記載していました。

### **4 司法試験合格者3000人の目標見直しが貸与制実施の前に議論されるべき**

そもそも貸与制への移行は主として財政上の理由によって決まったものであり、その

前提には平成22年に司法試験合格者を3000人に増員するという閣議決定がありました。

この閣議決定の目標については、本フォーラムにおいて秋以降議論される予定ですが、すでに平成22年の司法試験合格者は約2000人と目標を大幅に下回っており、法科大学院志願者の大幅減少により今後も当分これを大幅に上回る見込みはなく、逆に減少する可能性さえ少なくない状況です。しかも、合格者約2000人の現状でも10年前に比べれば倍増に当たり、法廷実務家以外の職域拡大を含めても需要をはるかに上回る急激な増加となっています。

当連合会が第3回フォーラムで提案した給費制の新構想では、現状の合格者2000人を前提として、従前の給費制で年間3000人の修習生を想定した予算のほぼ半額の予算となりますが、今後のフォーラムで法曹の職域拡大の可能性を検討した結果、もし2000人よりさらに合格者が減員されることになれば、財政負担は当初の想定よりさらに大幅に減少することになります。

**したがって、フォーラムにおける法曹人口に関する議論の結果によっては、貸与制導入を求めた財政上の理由がなくなる可能性も少なくありません。**

この点からも、貸与制をただちに実施するべきではなく、本フォーラムにおいて法曹人口に関する議論を先行させるべきであると考えます。

## **5 貸与制は法律で決まっても未だ実施されていない**

第3回フォーラムでは、数名の有識者委員から、貸与制はもう法律として決まっているからこれを給費制に戻す積極的理由がないとの趣旨の発言がありました。

しかし、貸与制は平成16年の裁判所法改正で決まったといっても、未だかつて実施されたことはありません。この点は重要なことです。

これに対し、給費制は戦後の司法修習制度の導入と不可分一体のものとして60年以上存続してきたものであり、それゆえ貸与制への移行を決めた上記裁判所法改正も平成22年まで周知期間を置き、かつ、衆参両院の決議で経済的事情の法曹養成への悪影響への懸念を表明したのです。昨年の貸与制施行が裁判所法一部改正により1年延期されたのも経済的事情への懸念によります。

**現下の経済情勢と法曹養成制度をめぐる困難の中で、給費制を廃して新たに貸与制を実施する影響は極めて大きいといわざるをえません。**

新しい法曹養成制度は、大学卒業後に法科大学院、司法試験、司法修習を通じて約5年間の長期間のプロセスを要するものですが、この長期間の生活と高額の学費をすべて自己負担（借入金）で賄うというのは、諸外国の法曹養成制度と比較しても極めて異例です。

フォーラム事務局が実施した奨学金調査では、過半数の回答者が奨学金を受給してい

ないとの結果が出ましたが、この意味は、法科大学院学生の大部分が無職無収入であることに鑑みると、自己資金または親族の資金で法科大学院の高額な学費と生活費が賄える階層が新法曹の過半数に達しているということを意味します。つまり、経済的に貧しい階層は裁判官・検察官・弁護士になれないという懸念がすでに現実のものとなりつつあるのです。

貸与制の実施がこうした懸念をますます強めることは明らかです。

## **6 法曹養成制度全体の議論が結論を見るまで貸与制実施を延期すべき**

以上により、当連合会は、第3回フォーラムの座長とりまとめにより、今後、貸与制の移行を前提とした議論を行うとしても、今後のフォーラムにおいて司法修習制度の意義、法曹人口問題、法科大学院の適正定員数と統廃合といった法曹養成制度全体の議論の結論を見るまでの間は、貸与制の実施を延期し、仮に給費額をある程度減額するとしても給費制を暫定的に存続させるべきであると考えます。

# 司法修習生便覧

2005

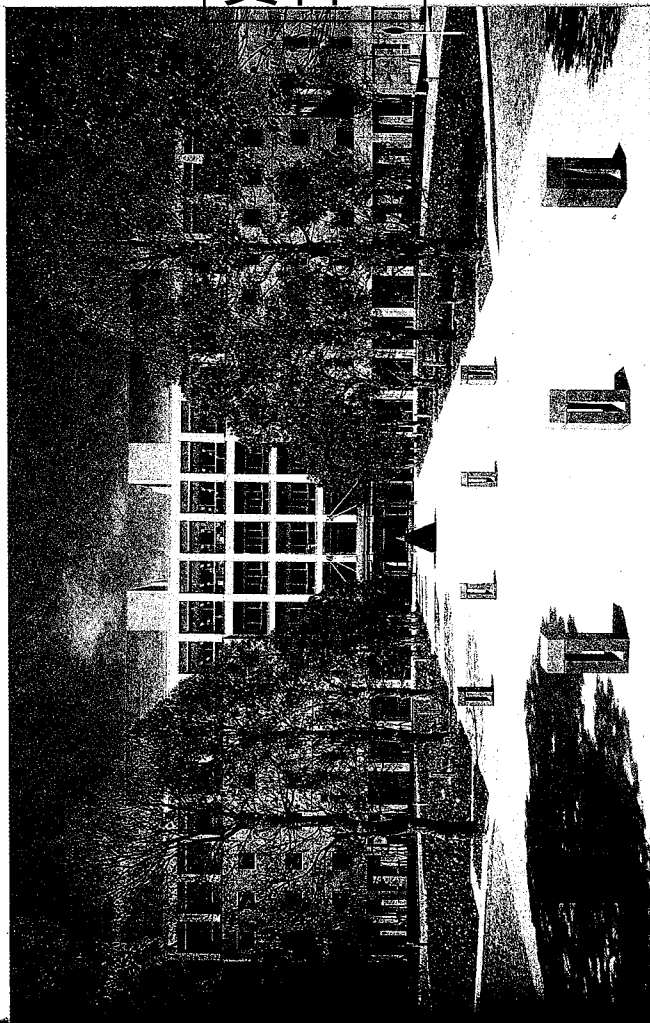
SHIHO SHUSHUSEI BINRAN

THE LEGAL APPRENTICE

HANDBOOK

2005

資料 2



務の面から説明し、その各々の使命を明らかにすることから出発する。そこでは、大学で学んだ法律と司法研修所で行う実務に即した修習との関係、殊に、法律実務は、既に確定された事実に対して法律を適用していくものではなく、まず生きた事実をいかに把握し、いかに判断し、確定するかが重要であることが強調される。修習は、講義、問題研究のほか、現実の事件記録を修正し編集したものの(修習記録と呼んでいる。)を用いて行う法律文書作成(訴状、起訴状、判決書などの起案)とその講評、討論とを中心とし、司法修習生が主体となつて積極的に取り組む参加型カリキュラムが用意されている。また、視聴覚教育機器を活用し、訴訟手続、捜査手続などに関するビデオ教材により、実務の実際的確な理解や事実認定能力の向上に役立てている。

そのほか、社会の多様な法的ニーズに関する基本的な情報を提供するカリキュラム(選択制)として、法律実務家に必要な専門的な分野や周辺諸科学(法医学、精神医学、供述心理、簿記・会計など)に関する専門の実務家、研究者の講義、外国法の講義などがある。また、法曹の責任と役割、法曹倫理についてのカリキュラムも行われる。

一般教養科目として人文・社会・自然科学に関する一般講演等が行われる。もっとも、時間の関係上これらは十分とはいえないが、司法研修所の期待するところは、これらが契機となつて司法修習生が法律以外の分野にも関心と興味を持ち、自己研さんに努めることである。

イ 実務修習庁会における修習の順序は、各地の指導連絡委員会が決定するので(「司法修習生指導要綱」第1章第6)、修習地ごとに区々となっているが、修習はすべて「生きた事件」について行われる。

裁判所における6箇月間は民事、刑事の各3箇月間に分かれ、配属された部の裁判官の指導の下に、弁論、和解、公判などを傍聴し、裁判長の訴訟指揮や証拠調べなどを実地に見聞することにより、裁判所の訴訟運営と心証形成の過程を知り、判決書の起案についても指導を受ける。この間家庭裁判所の実務についても修習が行われる。

検察庁においては、指導係検事の指導と監督の下に、被疑者、参考人の取調べなどの捜査修習を通して事件処理を体得し、起訴状あるいは不起訴決定書の起案の指導を受けるほか、公判の立会いに同席して訴追官の側から見た刑事訴訟手続を修習する。

弁護士会においては、個々の法律事務所配属され、担当弁護士の指導により、依頼者から具体的事情を聴取して訴状、答弁書、準備書面などの起案をし、弁論あるいは公判に同席して証人尋問や弁論の要領を見聞するほか、交渉、契約締結

などの訴訟外活動や捜査段階の弁護活動など弁護士としての実務を修習する。また、司法修習生全員を集めて、租税、特許、執行、破産等の特別法の講義、法曹倫理の講演、合同起案、模擬裁判なども行っている。

実務修習では、以上のような裁判、検察、弁護の実務の修得のみならず、先輩の法曹と行動をとるに、その職務に取り組み姿に直接触れることを通じて、法曹としての心構え、責任、法曹倫理も体得する。

さらに、各実務修習庁会では社会修習を実施している。社会修習とは、公共又は民間の施設等においてその活動を見学、体験するなどの方法により、法が対象としている社会の実相に触れる機会を付与し、公共精神、奉仕精神をかん養することを目的とする修習であり、具体的には、社会福祉関連施設における介護補助の体験や、少年事件関連施設における処遇体験等、参加型、体験型の修習が行われている。

司法修習生は、実務修習の結果を整理して指導官・指導弁護士に報告するため、実務修習結果簿を作成する。

ウ 各実務修習庁会における1年間の実務修習を終え、再び司法研修所に戻るの6月下旬ないし7月上旬である。そしてその後3箇月間、司法研修所において後期修習が行われる。前期修習は実務修習のための導入教育としての意味があるのに対して、後期修習は司法修習の総仕上げの性質をもつため、各科目とも前期より高度な内容である。また、後期においても、通常の講義などのほか、民事交互尋問、刑事模擬裁判などの司法修習生の参加型カリキュラムが用意される。さらに、前期の修習と同様に、多様な法的ニーズに関するカリキュラムや法曹の責任と役割・法曹倫理に関するカリキュラム、一般講演が実施される。

このようにして1年6箇月間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、各自の志望する法曹の各分野へ巣立っていく。ちなみに、平成16年秋までの司法研修所出身者の総数は28,095人(うち、女性3,479人)に達している。

司法研修所と実務修習庁会とは常に緊密な連絡が保たれているが、修習指導の連携及び調整を図るため、毎年司法研修所教官と実務修習庁会の指導担当者との修習指導に関する意見交換のための連絡協議会を行っている。

### 3 身分等

司法修習生は公務員ではないが、給与、規律その他の身分関係については公務員に準じた取扱いを受ける。すなわち、司法修習生は修習のため通常必要期間国庫から一定額(平成16年11月1日現在月額202,900円)の給与を受ける(裁判所法第67条2項)ほか「一般職の国家公務員の例による給与」として、扶養手当、調整手当、住居手当、

通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷手当の支給を受ける。また国家公務員共済組合法の適用を受け、毎月一定額の掛金を負担し、療養費、出産費その他所定の各給付を受ける資格を取得することとなる。

司法修習生は、修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服するとともに、実務修習期間中はその配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長の監督をも受ける。また、司法修習生は、修習に専念すべき義務を負い、最高裁判所の許可なくして、公務員となり、又は他の職業に就き、あるいは財産上の利益を目的とする業務を行うことができないし、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うなど、公務員と同様の規律を受ける。そして、一定の事由に該当するときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができる。

#### 4 考 試

司法修習生は、少なくとも1年6箇月間修習をし、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会の行う試験(考試)に合格して初めて司法修習生の修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を取得する。この考試では、裁判、検察、弁護の実務についての筆記と口述及び一般教養についての筆記の各試験が行われ、合否は、考試の結果と司法研修所及び実務修習庁会における修習成績とによって、司法修習生考試委員会が決定する。

(日程の一例)

平成16年度採用(第58期)司法修習生の司法研修所における前期修習日程抜粋				
月	曜	1 限 日	2 限 日	3 限 日
5	月	民事共通講義 4	刑事弁護判例研究	刑事弁護特別講義 3限日終了後 課外講座
25	火	民事裁判起家 3 (即日)		
26	水	民事弁護起家 3 講評		民事共通特別講義 2 3限日終了後 課外講座
27	木	検察事例研究 1	民事弁護起家 4 (即日)	
28	金	民事共通選択制講座 A 2	民事弁護特別講義	民事共通選択制講座 B 1 刑事共通特別講義 B 1

5	月	刑事弁護演習 3 講評	全科共通講演	全科共通討論
31	火	刑事弁護起家 2 (即日)		
6	水	刑事裁判起家 3 講評 2	刑事共通特別講義 A 1	刑事弁護起家 2 討論
2	木	検察起家 3 (即日)		
3	金	民事弁護起家 4 講評		検察起家 3 討論



# 司法修習ハンドブック

資料 3

2010.11

司法研修所

THE LEGAL APPRENTICE  
HANDBOOK

2010.11

The Legal Training and  
Research Institute

- 選択した修習プログラムにおける修習先での修習がないときは、原則として分野別実務修習の弁護士事務所において修習した弁護士事務所において修習を行う。
- c 集合修習は、分野別実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを身に付ける。各科目とも、司法修習の総仕上げと実務家として活動するための準備にふさわしい高度な内容を修習する。
- d このようにして1年間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、各自の志望する法曹の各分野へ巣立っていく。

#### イ 現行型司法修習

a 前期修習は、まず、裁判、検察及び弁護士制度の機構とその手続の概略を実務の面から説明し、その各々の使命を明らかにすることから出発する。ここでは、大学で学んだ法学と司法研修所で行う実務に即した修習との関係、殊に、法律実務は、既に確定された事実に対して法律を適用していくものではなく、まぎ生きた事実をいかに把握し、いかに判断し、確定するかが重要であることが強調される。修習は、講義、問題研究のほか、現実の事件記録を修正又は編集したもの（修習記録と呼んでいる。）を用いて行う法律文書作成（訴状、起訴状、判決書などの起案）とその講評、討論を中心とし、司法修習生が主体となって積極的に取り組む参加型カリキュラムが用意されている。また、就職覚教育教材を活用し、訴訟手続、捜査手続などに関するビデオ教材により、実務の実際的確な理解や事実認定能力の向上に役立てている。

そのほか、社会の多様な法的ニーズに関する基本的な情報を提供するカリキュラム（選択制）として、法律実務家に必要な専門的な分野に関する専門の実務家、研究者の講義などがある。また、法曹の責任と役割、法曹倫理についてのカリキュラムも行われる。司法修習生には、これらを契機として基本法以外の法分野、あるいは法律以外の分野にも関心と興味を持ち、自己研さんに努めることが期待される。

- b 実務修習については、新司法修習における分野別実務修習と概ね同様である。
- c 実務修習の4分野すべてを終え、司法修習生は、再び司法研修所に戻り、2箇月間、後期修習を行う。前期修習は実務修習のための導入教育としての意味があるのに対して、後期修習は司法修習の総仕上げと実務家として活動するための準備の性質をもち、したがって各科目とも前期修習より高度な内容である。
- d このようにして1年4箇月間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、各自の志望する法曹の各分野へ巣立っていく。

### 3 考 試

司法修習生は、少なくとも1年間（現行型司法修習では1年4箇月間）の修習をした後、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会が行う試験（考試）に合格して初めて司法修習生の修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を取得する。考試では、裁判、検察、弁護の実務についての筆記試験が行われ、可否は、考試の結果と司法研修所及び配属庁会における修習成績とによって、司法修習生考試委員会が決定する。

### 4 身 分 等

司法修習生は最高裁判所によって採用され、修習の全期間を通じて、修習に関して、司法研修所長の統轄に服する（規則1条）。また、実務修習期間中は、その配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事又は弁護士会会長の監督を受ける（規則8条）。

司法修習生は、少なくとも1年間（現行型司法修習では1年4箇月間）の修習をした後、試験に合格したときに修習を終える（法67条1項、規則附則4項）。修習期間中、司法修習生に最高裁判所の定める事由があると認められたときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができる（法68条、規則17条、18条）。なお、司法修習生は、公務員ではない。

司法修習生は、修習期間中、その全力を修習のために用いてこれに専念すべき義務（修習専念義務）を負う（法67条2項）。司法修習は、法曹に必須の課程として国家によって運営されており、修習の内容も法曹に必要な能力を養成するために高度に専門的であることや、司法修習が、臨床教育課程として、実際の法律実務活動の中で行われるものであり、実際の法曹と同様に中立公正な立場を維持したり、利益相反活動を避けたりする必要がある。司法修習生に課される修習専念義務は、このような司法修習の本質に由来するものである。

このような修習専念義務のあらわれとして、司法修習生は、病气その他正当の理由のない限りカリキュラムを欠席することは許されず、また、病气その他正当な理由のある場合であっても、一定の期間（新司法修習は45日、現行型司法修習は60日）を超えてカリキュラムを欠席することはできない（規則6条）。また、司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない（規則2条）。

このほか、司法修習生は、個別具体的な事件に直接携わる実務法曹の活動を間近で経験する機会を与えられる反面、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない

法令上の義務（守秘義務）を負う（規則3条）。

司法修習生の修習及び司法修習生考試に関して取得した個人情報、司法修習生の修習に関する事務、司法修習生考試の実施及び合否決定、判事補等の採否に関する事務並びに法曹養成に関する制度の検討のために利用される。

## 資 料 編

### 関連法規通達

#### 1 裁判所法抜粋（昭和22年4月16日公布、同年5月3日施行） 法律第59号

改正 平成10法律第50号、平成14第138号、  
平成16第8号、平成16第163号

第14条（司法研修所）裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第55条（司法研修所教官）最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第56条（司法研修所長）最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第66条（採用）司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第67条（修習・試験）司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

前項に定めるもののほか、第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第67条の2（修習資金の貸与等）最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予すること

## 平成23年度11月期司法修習生採用選考要項

最高裁判所

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成23年度11月期司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

- 1 選考を受けることができる者（選考資格）  
次に掲げる者は、2に該当する場合を除き、選考を受けることができる。  
司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（ただし、高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者及び平成14年法律第138号による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者を除く。）
- 2 選考を受けることができない者（欠格事由）  
(1) 禁錮以上の刑に処せられた者  
(2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）  
(3) 破産者で復権を得ない者
- 3 選考の内容、期日及び場所  
(1) 内容及び方法  
ア 書面審査 選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。  
イ 健康診断 選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。  
なお、精密検査が必要と判定された場合は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求めめる場合がある。  
ウ 面接 欠格事由の有無があると認められた場合に実施する。  
エ 欠格事由調査 欠格事由の有無について確認する。
- (2) 面接の期日、場所等  
期日 平成23年10月25日（火）  
場所 最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）  
なお、面接対象者には、平成23年10月14日ころに、出頭時刻等を記載した通知を送付する（最高裁判所から、平成23年10月20日（木）までにこの通知又は4の(1)の内定通知が届かない場合には、5の(5)の申込先に電話で照会すること。）。
- 4 採用の内定及び発令  
(1) 採用内定等 採用内定者及び不採用決定者には、結果を通知する。  
なお、採用申込みに当たって虚偽の申告をした等の場合には、採用内定後に内定が取り消され、不採用となることもある。
- (2) 採用発令日 平成23年11月27日（日）
- 5 選考の申込方法等  
(1) 申込方法  
申込書を申込受付期間内に速達書留郵便で、(5)の申込先に郵送する。

封筒の表に「司法修習生採用選考申込書在中」と朱書きする。

- (2) 申込受付期間  
平成23年9月8日（木）から同月15日（木）まで（9月15日までの消印のあるもの）に限り受け付ける。【期間厳守】
- (3) 提出書類  
申込みに当たっては、申込書のほか、次に掲げる書類を提出する。  
なお、申込み後、申込書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面で(5)の申込先に届け出ること。

- ア 写真（申込書にちよう付）
- イ 司法試験合格証書のコピー（平成23年度の合格者を除く。）
- ウ 戸籍抄本又は本籍地及び戸籍筆頭者が記載された住民票の写し
- エ 登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しないことの証明書）
- オ 学校の成績証明書
  - ・ 法科大学院の成績証明書
  - ・ 大学及び大学院の成績証明書（在籍した（退学を含む。）全ての大学及び大学院、教養学部）の成績証明書を含む。）

カ 学校の卒業（退学）年月を証する書面（オに同年月の記載がある場合は不要）

キ 退職証明書（申込日現在で在職している者及び申込日以降就職した者）

ク 健康診断票

- (4) 申込書等用紙の入手方法  
申込書等用紙は、次の方法により平成23年8月1日（月）から同年9月15日（木）まで入手することができる。

- ア ウェブサイトからダウンロードする方法  
最高裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/saikosai/>)からダウンロードすることができる。
- イ 来庁による方法  
最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）。
- ウ 郵送による方法  
(5)の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号：長さ33cm、幅24cm程度）に510円相当の郵便切手をちよう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

- (5) 申込先  
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所事務局総局人事局任用課試験第一係  
電話 03(3264)8111 内線3323,3386  
(なお、修習資金については下記のとおり)

(参考)

司法修習生には、申請により修習資金が貸与される。貸与申請方法や申請書書式等は、平成23年9月上旬ころ、最高裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/saikosai/>) からダウンロードすることができる。

問い合わせ先 司法研修所（修習資金貸与担当） 電話 048(233)0025

員については、内閣は、「法律の定める基準に従い」これに関する事務を掌理すべきものとされているので、裁判所がその職員に関する事務を掌理するについても、法律をもつて基準を定めることを相当とされたものと解される。なお、裁判所法そのものをもつてこれを規定せず、他の法律をもつて規定することとしたのは、裁判所法が裁判所の組織、権限等に関する基本法であつて、これに裁判所職員の人事関係事項等を規定することによりその体系をくずすことをさけようとしたためと思われる。

- (注2) 他の法律の特別の定めとして、裁判所法のほか、恩給法その他の恩給関係法、国家公務員等退職手当法等がある。
- (注3) 人事院規則の規定の準用範囲等については、「裁判所職員に関する臨時措置規則による人事院規則、政令および命令の規定の準用について」(昭四二・二・一人任A第一号最高裁判務総長依命通達)参照。なお、人事院規則、人事院通知等も、最高裁判所の通達として取り扱われる。

第三章 司法修習生

一 本章は、司法修習生の採用、修習、罷免等について規定したものである。

二 司法運営の中核的存在が裁判所の構成員たる裁判官であることは、いうまでもないが、検察官および弁護士もまた、司法のそれぞれの翼の担い手として、司法の円滑な運営のため、重要な寄与をするものであることを忘れることができない。裁判官、検察官および弁護士は、司法作用をつかさどり、またはこれにたずさわる者として、法曹と総称されるが、この三者の分化は、司法に寄与する面の差異によるものであつて、そのいずれの一つの職務の遂行が不十分であつても、司法の機能は不完全となることをまぬがれない。職業としての法曹は、もと同根であり、一体であるべきである。しかして、法曹たる者は、その地位にかんがみ、ひとしく、高潔な人格を有するとともに、高度の一般的教養と法律の素養とを身につけているべきであつて、そのためには、一定の資格試験に合格し

たうえ、一定の期間高度の専門的修習を終了した者にのみ、法曹の資格が与えられるものとされなければならない。司法修習生の制度は、まさに法曹養成のための統一的修習の目的に即するため本法によりはじめて設けられた制度である。このように、司法修習生の制度は、裁判所の制度には、きわめて密接な関係を有する制度であるが、司法修習生は裁判所の職員そのものではないから、「裁判官」および「裁判官以外の裁判所の職員」と別個の章に規定されたものである(注1)(注2)(注3)。

(注1) 旧憲法時代においては、法曹の養成は一元化されておらず、判事または検事の養成については裁判所構成法に、また、弁護士の養成については弁護士法に規定されていた。裁判所法が司法修習生の制度を設けて、法曹の養成を一元化したことは、司法制度の発展のうえにおいて、画期的なものといふことができよう。

一 判事または検事の養成に関する裁判所構成法の規定は、おおむね次のとおりであつた。

第五七条 判事又ハ検事ニ任セラルルニハ第六十五條ニ定メタル者ヲ除ク外試験トシテ一年六月以上裁判所及検事局ニ於テ実務ノ修習ヲ爲シ且試験ヲ經ルコトヲ要ス

実務ノ修習及試験ニ関スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五八条 試験ハ成規ノ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

前項ノ試験ニ関スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五九条 別除

第六〇条 一年以上修習ヲ爲シタル試験ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ区裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得

予審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附屬ノ試験ヲシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六一条 試験ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ権ヲ有セス

第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ爲ス事

第二 証拠ヲ調フル事但シ前條第二項ノ場合ヲ除ク

第三 登記ヲ為ス事

第六二条 司法大臣ハ試補ノ行状其ノ地位ニ適セス又ハ修習ノ成績考試ニ合格スヘキ迄ナント認ムルトキハ之ヲ罷免スルコトヲ得

右ノ第五七条第二項にある「実務ノ修習及考試ニ関スル細則」は、次のとおりである。

司法官試補修習考試規則(昭一四、八司、  
人匪第七六七号訓)

- 第一条 司法官試補ノ修習ハ判事檢事タルニ必要ナル人格識見ノ涵養及実務ノ修得ヲ目的トス
- 第二条 実務ノ修習ニ在リテハ裁判所及檢事局ニ於ケル事務ヲ主トシ併セテ執行、戸籍、供託、行刑、警察其ノ他必要ナル事務ノ概要ヲ習得セシムベシ
- 第三条 修習ノ期間ハ当分ノ間之ヲ一年六月トシ中前期十一月ヲ裁判所ニ於ケル修習期間トシ前期四月ヲ檢事局ニ於ケル修習期間トシ後期三月ヲ東京民事地方裁判所、東京刑事地方裁判所及同檢事局ニ於ケル綜合修習期間トス
- 第四条 試補疾病其ノ他正当ノ事由ニ因リ修習ヲ欠キタル日數六十日ハ之ヲ修習日數ニ算入ス
- 第五条 修習ノ指揮及監督ハ控訴院長、檢事長、地方裁判所長及檢事正之ヲ為ス
- 第六条 試補ハ修習日録ヲ作り毎月地方裁判所長及檢事正ニ之ヲ提出スベシ
- 第七条 地方裁判所長及檢事正ハ試補ノ前期修習期間満了シタルトキ試補ノ成績表ヲ作り其ノ行状成績其ノ他參考ト為ルベキ事項ヲ記載シ之ヲ控訴院長及檢事長ニ提出スベシ
- 成績表ニハ試補ガ修習ニ関シ作成シタル立接等參考ト為ルベキ書類ヲ添附スベシ
- 第八条 控訴院長及檢事長ハ試補ノ前期修習期間満了シタルトキ各別ニ其ノ成績ヲ考查シ順位ヲ附シタル成績証明書ヲ作り前二条ノ書類其ノ他參考ト為ルベキ資料ヲ添附シテ之ヲ司法大臣ニ提出スベシ
- 第九条 司法大臣ハ綜合修習期間中特ニ試補ランテ司法研究所ニ於テ修習ノ輔導ヲ受ケシムルコトヲ得
- 司法研究所長ハ試補ノ成績表ヲ作り其ノ行状成績其ノ他參考ト為ルベキ事項ヲ記載シ之ヲ司法大臣ニ提出シ且其ノ副本ヲ東京控訴院長、同檢事長、東京民事地方裁判所長、東京刑事地方裁判所長及同檢事正ニ送付スベシ
- 第一〇条 地方裁判所長及同檢事正ハ試補修習ヲ意リ又ハ其ノ地位ニ適セザル行状アルトキハ之ヲ戒断シ裁判所轉

成法第六十二条ニ該當スベキ事情アリト認ムルトキハ控訴院長及檢事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スベシ

司法研究所長ハ試補ノ前項ノ事情アリト認ムルトキハ司法大臣ニ之ヲ報告シ且東京控訴院長、同檢事長、東京民事地方裁判所長、東京刑事地方裁判所長及同檢事正ニ之ヲ通告スベシ

第一一条 考試ハ考試委員會之ヲ行フ

第一二条 考試委員會ハ司法大臣ノ監督ニ属ス

第一三条 考試委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス考試委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ司法省高等官、大審院及控訴院ノ判事檢事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

考試委員會附屬ノ書記ハ司法官又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

第一四条 考試委員長ハ委員及書記ヲ監督シ考試ニ関スル一切ノ事務ヲ總理ス

第一五条 考試委員會ハ控訴院長及檢事長ヨリ提出シタル成績証明書、司法研究所長ヨリ提出シタル成績表其ノ他ノ資料ニ基キ試補ノ成績ヲ考查シ且実務其ノ他必要ナル事項ニ付試問ヲ為ス

第一六条 試問ハ筆記口述ノ二様トシ民事刑事ノ訴訟記録ニ付判決按ヲ作ラシメ又ハ捜査若ハ予審ノ結果ニ付意見ヲ記述セシメ其ノ他考試委員會ニ於テ適當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ行フ

第一七条 試問ノ期日ハ考試委員長之ヲ定ム

II 弁護士ノ養成ニ関する弁護士法ノ規定は、次のとおりであつた。

第一条 左ノ条件ヲ具フル者ハ弁護士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民ニシテ成年者タルコト

二 弁護士試補トシテ一年六月以上ノ実務修習ヲ了ヘ考試ヲ經タルコト

前項第二号ノ実務修習及考試ニ関スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第三条 弁護士試補タルニハ成績ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ試験ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右ノ第二条第二項の「実務修習及考試ニ関スル事項」の定めは、次のとおりである。

弁護士試験実務修習規則(省昭二一、二司、一)

- 第一條 弁護士試験ノ修習ハ弁護士タルニ必要ナル人格識見ノ涵養及実務ノ修得ヲ目的トス
- 第二條 弁護士試験ノ修習ハ弁護士会之ヲ担当ス
- 第三條 弁護士試験タラントスル者ハ修習セントスル弁護士会ニ修習ノ申込ヲ為スベシ
- 第四條 弁護士会ハ其ノ所属弁護士中ヨリ弁護士試験ノ修習ヲ指導スベキ弁護士ヲ指定スベシ
- 第五條 弁護士試験タラントスル者ハ修習ノ指導ヲ受クベキ弁護士ト選置ノ上弁護士所属ノ弁護士会ニ修習ノ申込ヲ為スコトヲ得
- 第六條 弁護士会ハ前項ノ弁護士ヲ弁護士試験ノ修習ヲ指導スベキ弁護士トシテ指定スベシ
- 第七條 弁護士会ハ前項ノ修習ノ申込ヲ受諾シ又ハ指導弁護士ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シタルトキハ速ニ司法大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 第八條 弁護士会ハ毎年修習ノ申込ヲ受諾シタル弁護士試験ノ数其ノ会員ノ二十分ノ一ヲ超エルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ修習ノ申込ヲ拒絶スルコトヲ得
- 第九條 弁護士試験タラントスル者ハ修習ノ申込ヲ受諾シタルトキ亦前項ニ同シ
- 第十條 弁護士試験ノ修習ハ弁護士会修習ノ申込ヲ受諾シタルトキヨリ開始ス
- 第十一條 弁護士試験ノ修習期間ハ相当ノ間之ヲ一年六月トス
- 第十二條 弁護士試験ハ修習期間中其ノ指導弁護士ト共ニ裁判所ニ出廷シテ訴訟手續ヲ見学スル外民事刑事ニ関スル書類ノ立案其ノ他弁護士タルニ必要ナル実務ヲ修得スベシ
- 第十三條 弁護士試験ハ修習目録ヲ作り弁護士会ニ之ヲ提出スベシ
- 第十四條 指導弁護士ハ弁護士試験ノ考査表ヲ作り其ノ行状成績其ノ他參考ト為ルベキ事項ヲ記載シ弁護士会ニ之ヲ提出スベシ
- 第十五條 考査表ニハ弁護士試験ガ修習ニ関シ立案シタル書類其ノ他參考ト為ルベキ書類ヲ添付スベシ
- 第十六條 弁護士試験ノ修習期間満了シタルトキハ弁護士会ハ速ニ其ノ成績表ヲ作り前条ノ考査表ヲ添付シテ司法

大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 第十七條 弁護士試験疾病其ノ他正当ノ事由ニ因リ修習ヲ欠キタル日數六十日ハ之ヲ修習日數ニ算入ス
- 第十八條 弁護士試験修習ヲ中止シタル場合ニ於テ二年以内ニ再ビ修習ヲ開始シタルトキハ修習期間ハ之ヲ通算ス
- 第十九條 弁護士会ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ弁護士試験ノ修習ヲ他ノ弁護士会ニ委嘱スルコトヲ得但シ本人ノ同意ナキトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十條 弁護士試験其ノ修習ヲ辞シタルトキハ弁護士会ハ司法大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 第二十一條 弁護士会ハ前項ノ修習ノ行状其ノ地位ニ適セス又ハ修習ノ成績考試ニ合格スベキ見込ナシト認ムルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ修習ノ担当ヲ辭スルコトヲ得
- 第二十二條 前項ノ修習ヲ辞シタルトキハ二年ヲ経過スルニ非ザレバ再ビ修習ノ申込ヲ為スルコトヲ得ス

弁護士試験規則(省昭二一、三司、一)

- 第一條 弁護士試験考試委員ハ司法大臣ノ監督ニ屬シ弁護士試験ノ考試ニ関スル事務ヲ管理ス
- 第二條 考試委員ハ委員長、部長、常任委員及臨時委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四條 部長ハ控訴院長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 常任委員ハ六人トス司法省長官及弁護士ノ中ヨリ司法大臣ノ命シ又ハ囑託ス
- 第六條 臨時委員ハ控訴院ノ判事、檢事及弁護士ノ中ヨリ司法大臣ノ命シ又ハ囑託ス
- 第七條 部長及臨時委員ハ各控訴院ニ部ヲ組織ス
- 第八條 委員長ハ考試委員ニ屬スル一切ノ事務ヲ管理ス部長ハ其ノ部ニ屬スル事務ヲ整理ス
- 第九條 委員長又ハ部長事務アルトキハ各其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第十條 常任委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ弁護士試験ノ考試ニ関スル事務ヲ掌ル
- 第十一條 臨時委員ハ前項ノ修習ノ指導ヲ担当ス
- 第十二條 考試委員ノ事務ニ関シ常任書記及臨時書記ヲ置キ司法省又ハ裁判所書記ノ中ヨリ委員長ノ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ奉ケ庶務ニ従事ス

第一〇条 考試委員ハ修習ノ実績其ノ他ノ資料ニ基キ弁護士試験ノ成績ヲ考査シ且実務其ノ他必要ナル事項ニ付筆記及口頭ノ試問ヲ為ス

第一一条 考試ノ合格者ヲ定ムル方法ハ委員長、常任委員及各部ニ於ケル考試委員ノ議定スル所ニ依ル

第一二条 弁護士試験所定ノ修習ヲ終リ考試ヲ受ケントストキハ実務修習ヲ担当シタル弁護士会ヲ經由シテ願書ヲ司法大臣ニ差出スベシ

第一三条 弁護士試験ノ考試ハ毎年二回控訴院所在地ニ於テ之ヲ行フ

(注2) 司法修習制度の沿革については、司法研修所「司法研修所十年史」参照。

(注3) 各国の法曹の資格要件等は、おおむね次のとおりである（詳細については、武藤春光氏「米國、英國及び西独の法曹教育」法曹教育叢書一巻、石川良雄氏「フランスの司法制度」司法研究報告書一三輯二号参照）。

i アメリカ

法曹資格を取得したものは、原則として弁護士となり（もともと、法曹の活動範囲はかなり広く、一般公務員、私企業の職員となる者もかなりある）、弁護士の中から裁判官、検察官（検察官については、連邦のように、法曹資格取得後直にその職につく例もある）が選ばれるので、法曹の養成とは、すなわち、弁護士の養成である。その資格取得の要件は、各州で定めているが、一般に、一定の法曹教育を受けること（例えば、大学院にあたるロー・スクールに在籍すること）およびバー・エグザミネーション（弁護士資格試験）に合格することが要求されている。なお、少数の州では、弁護士事務所における実務修習も要求されている。

ii イギリス

法曹の基礎は、弁護士であるが、弁護士は、バリスターとソリシターに分けられる。裁判官は、バリスターから選ばれる（我國のような形の検察官はない。特殊事件についての刑罰訴訟を行なう機関が若干あるほかは、私人または警察によつて訴追がなされ、その事務は、バリスター、ソリシターにより取り扱われる）。

その資格取得の要件は、バリスターとソリシターにつき各別に定まっている。バリスターは、四つのイン（the four Inns of Court）の一つに学生として入学すること、所定の回数（各年）に出席すること、一定の資格試験（イ

ン入学後すぐに受験できる第一次試験と最終試験に分かれる）に合格することを必要とする。ソリシターは、修習生（articled clerk）としてソリシターの下で一定期間（原則として五年）実務修習をすること、ロー・ソサイエティの付属ロー・スクールまたは公認ロー・スクールに一年間出席すること（一定の資格試験（中間試験と最終試験に分かれる）に合格することを必要とする）。

iii 西ドイツ

裁判官、検察官、弁護士の資格は、我國と類似している。すなわち、大学における法律学の学習を受けること（三年半以上）、一回の國家試験（司法修習生（Referendar）となるための試験と修習後の試験）に合格すること、一年半以上の実務修習を受けることが必要である（ドイツ裁判官法五、なお同法七）。

細目は、各州の法令に任されており、試験、修習ともに各州において行なわれる。

なお、多くの州においては、法曹と高級行政官との統一的養成制度を採っているため、高級行政官すなわち法曹有資格者である。

iv フランス

裁判官、検察官と弁護士とに分かれている。裁判官、検察官については、司法修習生（auditeurs de justice）に採用され、司法研修所（Centre national d'études judiciaires）において原則として三年の実務修習および教育を受け、考査委員会作成のリストに記載されて任命資格を取得することになる。なお、一定の資格、職歴を有する者は、直接に裁判官または検察官になることができる。

弁護士については、弁護士試験（avocats stagiaires）となり、原則として三年間実務修習を行ない、弁護士会長より修習を終了したことの証明書（attestation）の交付を受けることによりその資格を取得する。元裁判官、検察官等は、修習を免除される。

三 司法修習生の現行法上の地位は、おおむね次のとおりである。

(一) 司法修習生は、國家から一定の給与を受けるが、國家公務員法上の國家公務員ではない（注1）（注2）（注3）。しかし、秘密保持等の点に關して、公務員に準ずる取扱いを受ける。これらの身分上の地位については、司法修



習生に関する規則（以下、この前項において「規則」という）等で定められている。

- 1 司法修習生は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。」（規則四）。
- 2 司法修習生は、「修習の全期間を通して、修習に関しては」司法研修所長の統轄に服し（規則一）、同所長を通じて、最高裁判所および最高裁判所長官の監督に服する（五六八）。
- 3 司法修習生は、「修習期間の中、少くとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習」することとされており（規則五一）、「実務修習の間」司法修習生に対する監督は、最高裁判所から、「高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託」される（規則八）。従つて、司法修習生は、その期間中は、司法研修所長と右の高等裁判所長官等との二重の監督に限るわけである。

（注1） 裁判所構成法上における司法官候補は、官更ではなかったが、奏任官待遇が与えられていた。これに反し、弁護士候補は、官更でもなく、官定待遇でもなかった。

（注2） 司法修習生は、国家公務員退職手当法にいう国家公務員またはこれに準ずるものにあたらない（昭四二・四・二八最高二小法廷判決（民衆二一巻三号七五九頁））。

（注3） 司法修習生が修習に際して、故意または過失により違法に他人に損害を加えた場合、国が賠償する責任を負うかどうかについて問題がある（国家賠償法）。修習が公権力を行使する公務員の補助機関として行動するような形態をとる場合には、積極に解されよう。

㊦ 司法修習生は、その地位にもついで、各種の権利または資格を与えられ、また義務を負っている。

- 1 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける（六七五、裁判官の報酬等に関する法律附則一四、旧裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律八、九、裁判官報酬等暫行規則一、昭四二規則一五号附則五）。また、司

法修習生は、旅費の支給を受けることができる（国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程、昭二七・六・一一会甲第一二二八号「内国旅行の旅費について」最高級事務総長依命通達）（注1）。

- 2 司法修習生は、共済組合の組合員となり、その給付を受けることができる（注2）。
- 3 司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない（規則三）。
- 4 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、または他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行なうことはできない（規則二）。
- 5 司法修習生は、品位を辱める行状があつたとき、修習の態度が著しく不真面目なとき、成績不良で修習の見込みがないとき、病氣のため修習に堪えないとき等には、罷免される（六八、規則一八）（注3）。

（注1） これに反して、司法修習生は、国家公務員と異なり、退職手当を受ける権利を有しない（㊦の（注2）参照）。なお、司法修習生が修習上負傷、疾病、障害、死亡等の災害を受けた場合において、国家公務員災害補償法に定める国家補償を受ける権利を有するかどうかについては、疑問がある。

（注2） 昭和三年法律第一二八号による全面改正前の国家公務員共済組合法の当時は、旧裁判所共済組合運営規則（昭三裁判所共済組合規則一）第一八条において、「組合員は、裁判所職員（司法修習生を含む）」とされて、司法修習生は、裁判所共済組合の組合員と取り扱われていた。昭和三年法律第一二八号により全面改正された国家公務員共済組合法の施行（昭和三年七月一日）以後は、右のような明確な規定はおかれていない。しかし、従前組合員として取り扱われていたこと、前記法律においてこれを除外する経過規定がないこと等を考えると、組合員として取り扱うのが相当であろう。現在、事実上司法修習生は組合員として取り扱われている。

（注3） 司法修習生が修習に際して、職務を濫用しまたは賄賂を受け取ったような場合、瀆職罪の刑事責任を負うことがある（刑法一九三以下）であるが、修習が公権力を行使する公務員の補助機関として行動するような形態をとる場合には、積極に解すべき事案もありうるのではないが。

第六十六條 (採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

一 本条は、司法修習生の採用、その資格要件等について規定したものである。

二(一) 司法修習生制度の特質については、前述したところであるが(本条前注中二参照)、司法修習生は、本法のもとにおいては、法曹のほとんど唯一の給源であり、将来法曹の全地位を占めるべき候補者であるから、その採用については、司法に関する学力等、一定の資格要件が要請されなければならない。そこで、本条においては、それらの事項について規定されたものである(注1)(注2)。

(注1) 本条は、昭和二十四年六月一日法律第一七七号(本条の関係では、即日施行)により、全文改正された。

i 本条の原規定は、次のとおりであった。

第六十六條 (採用) 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

ii 昭和二十四年法律第一七七号による改正は、本条の全文を現行規定のように改めたもので、これは、国家公務員法の改正により旧高等試験令が廃止された結果、高等試験司法科試験の制度が消滅し、これに代わる試験制度として、司法試験法による司法試験制度が設けられたので、これに伴って改められたものである。

(注2) 旧憲法時においても、司法官候補または弁護士候補になるためには成規の試験に合格することが必要であった(裁判所構成法五八、旧弁護士法三)。これらの試験に関する事項については、高等試験令(昭四、勅令一五号)で定めていた。

三(一) 本条に関連する法律として「司法試験法」(昭和二十四年五月三十一日法律第一四〇号。以下、本条の解説において「試験

法」という)があり、最高裁判所規則として「司法修習生に関する規則」(昭和三年八月十八日規則第一五号。以下、本条の解説において「規則」という)がある。

三(二) 「司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、」最高裁判所により命ぜられる。

1 司法修習生の地位、身分等については、本条の前注三参照。

2 司法修習生になるには、「司法試験に合格した者」でなければならない。司法試験については、後述する。「司法試験に合格した者」とは、司法試験法による司法試験の第二次試験の合格者をいう。合格者であれば、その成績順位、合格年度を問わない。合格後他の職業に従事していた者でも、さしつかえない。年齢、性別を問わないことは、いうまでもない。

3 次に掲げる者は、司法試験に合格した者とみなされる。

(1) 高等試験令(昭和四年勅令第一五号)による高等試験司法科試験に合格した者(試験法附則V)

(2) 右の高等試験司法科試験を受けることができる者で高等試験を行わない年において銓衡委員会の銓衡を経たもの(司法官候補及弁護士候補たる資格の特例に関する法律(昭二〇・二・二八法二八))

(3) 朝鮮弁護士令による弁護士たる資格を有する者で旧弁護士法第一三條第二項に規定する審査委員会の銓衡を経たもの以外の者および朝鮮弁護士令第五一條の規定による朝鮮弁護士候補たる資格を有する者(昭和二〇年八月一五日以後に本州、北海道、四国、九州または命令で定めるその附属島嶼へこれらの地域以外の地域から引き揚げた者に限る。弁護士及び弁護士候補の資格の特例に関する法律(昭二一・八・二七法二二))

三(三) 司法修習生は、「最高裁判所がこれを命ずる。」司法修習生の採用は、法曹の後継者の養成に関する基本的事項であり、その意味において、重要な司法行政事項であるから、司法行政の最高機関である最高裁判所の権限とさ

れたものである。

- 1 司法修習生の採用は、最高裁判所の裁量的権限に属する。採用資格は、司法試験合格者であるから、司法試験合格者以外の者を採用することはできないが、司法試験合格者であつても、必ず採用しなければならないわけではない。もつとも、司法試験合格者で採用を希望するものは、特別の事情がない限り、採用するのが相当であり、実務上もそのように運用されている(注1)。
- 2 司法試験合格者であつても、次に掲げる者は、司法修習生としての適格を有しない者であるから、これを司法修習生に採用することはできない。
  - (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者(規則一七1)
  - (3) 禁治産者または準禁治産者(規則一七2)
  - (4) 破産者で復権を得ない者(規則一七3)
  - (5) 司法修習生として採用するに適しない者(注2)
- 3 「命ずる」とは、司法修習生の地位につけることをいい、「任命する」というのと異なる。なお、司法修習生の採用は、司法行政事務に属する事項であるから、最高裁判所がこれを行なうには、裁判官会議の議によるべきことは当然である。
- 4 司法修習生の採用人員については、予算上の制約があるほか、特別の定めはない。現在における予算定員は、一年次生につき五三〇人で、最近の各年度における採用人員は、五二〇人程度である(注3)。

(注1) 裁判所構成法上施行当時における司法官候補の採用については、高等試験の成績等が相当考慮されたといわれて

いるが(長島毅氏「裁判所構成法」五二頁)、そのことは、弁護士資格を取得するについて司法官候補としての修習が要件とされていなかったこととも関連する。

(注2) 「司法修習生として採用するに適しない者」として、いかなる者があげられるべきかは、一つの問題である。実務上は、病氣(主として胸部疾患)のため修習に堪えないと認められる者(規則一八4)、司法修習生採用後も在学(新制大学院在学をふくむ)し、または官公庁、会社等に勤務しようとする者(規則二、司法修習生の規律等に関する規程(昭二八・六・九司法研修所規程二七、八)等がこれにあたると解されている。

(注3) 司法修習生の採用人員は、当初(昭和二年度)は、約一四〇名であつたが、昭和三年度から昭和三年度までは、二〇〇名を前後し、その後、昭和三四年度から昭和三七年度までは、三〇〇名、昭和三八年度から昭和四〇年度までは、四〇〇名となり、昭和四一年度以降は、五〇〇名となった。なお、昭和四三年度の採用人員は、五一三名である。

目 司法試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。司法試験は、前述のとおり、司法修習生の採用資格の付与に関するものであつて、法曹の養成に関し、きわめて重要な意義を有するものであるから、法律で定めるべきこととされたものである(注1)。司法試験に関する事項を定める法律として、司法試験法があるが、同法にもつて司法試験制度の内容を概説すれば、次のとおりである(注2)(注3)。

- 1 司法試験は、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識およびその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験で(試験法一1)、第一次試験と第二次試験に分けられ(試験法二)毎年一回以上行なわれる(試験法七)。
- 2 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法(昭三三法二六)に定める大学卒業程度において一般教養科目(人文科学関係、社会科学関係および自然科学関係)について、筆記の方法により行なわれる(試験法三)。もつとも、学校教育法に定める

大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終った者等一定の者については、第一次試験は免除され(試験法四)、これらの者は、直ちに第二次試験を受ける資格を有する。

3 第二次試験は、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識およびその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とする(試験法五丁)。

(1) 第二次試験は、第一次試験に合格した者または前述のとおり第一次試験を免除された者に限り、受けることができる(試験法五乙)。

(2) 第二次試験は、短答式および論文式による筆記ならびに口述の方法により行なわれる(試験法五イ)。筆記試験のうち、短答式による試験は憲法、民法および刑法の三科目につき、論文式による試験は憲法、民法、商法、刑法および民刑訴訟法のうち受験者があらかじめ選択したもの一科目ならびに一定の科目から受験者が選択する二科目の合計七科目について行なわれ、口述試験は、論文式による試験と同じ科目について行なわれる。なお、論文式による試験は、短答式による試験に合格した者のみについて行なわれ、また、口述試験は、筆記試験に合格した者のみについて行なわれる(試験法六)。

4 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定める(試験法八)。司法試験審査委員は、司法試験管理委員会の推せんにもとづき、試験ごとに法務大臣により任命される(試験法一五)。

5 司法試験に関する事項を管理させるため、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会が置かれる(試験法一二)。司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織されるが、そのうち一人は、法務事務次官および最高裁判所事務総長をもつてあてられ、他の委員の一人は、法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推せんにもとづき任命する(試験法一三)。司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行な

うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができ、この規則は、官報をもつて公布される(試験法一七)。

(注1) これを裁判所法そのもので規定せず、他の法律で規定することとしたのは、裁判所法が裁判所の組織権限等に関する基本法であつて、これに司法試験に関する技術的事項等を規定することによりその体系をくずすことをさけようとしたためと思われる。

(注2) 司法試験制度の改善については、種々の論議がされているが、その概要については、「司法試験制度改善に関する意見集」(司法制度調査資料一三巻)参照。なお、右の結果、昭和三十三年二月二十五日法律第一八〇号をもつて司法試験法の一部が改正されたが、その概要については、津田英氏「司法試験法の改正について」(法曹時報一一巻一頁)参照。

(注3) 臨時司法制度調査会は、司法試験制度について、次の意見を提出した(臨時司法制度調査意見書九八頁以下)。

一 各分野の法律専門職の資格試験等の統一

立法、司法、行政及び民間の各分野における法律専門職の資質の向上及び均質化を図るため、その資格試験及び修習等を統一的に行なうことの可否を検討すること。

二 試験方法等の改善

司法試験に業慣のある優秀な者を多数合格させるため、次の諸方策を講ずること。

1 大学卒業見込者を多数受験させるための方策を講ずること。

2 試験方法を次のとおり改善すること。

(一) 第一次試験を廃止し、短答式による試験は、法曹となろうとする者として必要な一般教養及び基礎的的法律知識について行なう。

(二) 論文式による試験の科目は、次の五科目とする。

(1) 必須科目 憲法、民法、刑法

(2) 必須選択科目 商法及び行政法のうち一科目

民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目

三 口述試験の科目は、論文式による試験において受験した科目五科目のうち三科目とする。

四 各試験の科目の範囲を大学三年程度の履修状況に適合するよう制限する。

三 受験回数又は年齢の制限

受験回数又は受験年齢を制限することの可否を検討すること。

四 司法試験の管理運営

司法試験の管理運営を次のとおり改善すること。

1. 司法試験管理委員会の委員は、法曹三者から各一人及び学識経験者二人合計五人とすること。
2. 司法試験管理委員会の権限を拡大し、運営を強化すること。
3. 司法試験管理委員会の事務機構を拡充整備すること。

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

一 本条は、司法修習生の修習、試験、給与等、その地位一般について規定したものである。

二(一) 司法修習生は、法曹の候補者として養成されるべき地位を有するものであるから、その地位にある間は、将来法曹たるに資する修習をしなければならないことは、いうまでもない。また、司法修習生の修習を終えたときは、直ちに、判事補、検察官、弁護士等となる資格を取得するものとされている関係上、修習を終えるにそぎだ

つて、修習の果があげられたかどうかにつき、試験を行なうべきものとする必要がある。さらに、司法修習生は、公務員ではないが、修習に尊念させその成果をあげさせようとするためには、一定額の給与を受けるものとすることが望ましい。そこで、本条において、これらの事項につき規定したものである。

二(二) 本条に関連する法律として「裁判官の報酬等に関する法律」(昭和三年七月一日法律第七五号。以下、本条の解説において「報酬法」という。)があり、最高裁判所規則として「司法修習生に関する規則」(昭和三年八月二八日規則第一五号。以下、本条の解説において「規則」という。)、司法修習運営諮問委員会規則(昭和四〇年二月二五日規則第一四号)、裁判官報酬等暫行規則(昭和三年九月一九日規則第四号。以下、本条の解説において「報酬規則」という。)等がある。

三(一) 司法修習生は、「少くとも二年間修習をし」なければならない。司法修習生は、将来法曹たるべき候補者であるから、修習をすべきことは、当然である。この「修習に関する事項は、最高裁判所がこれを定める」(注一)ものとされており、最高裁判所は、司法修習生に関する規則でこれを定めている。

1 司法修習生の修習は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努め」ることをもつて、その方針とする(規則四)(注二)。

2 修習期間は、少なくとも二年であつて、実際に修習しなかつた期間は、修習期間に算入されないが、病氣その他正当な理由によつて修習しなかつた九十日以内の期間に限り、修習した期間とみなされる(規則六)。右の修習期間のうち、少なくとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない(規則五)。従つて、司法研修所で修習する期間は、八箇月ということになる。

3 司法研修所における修習は、四箇月のいわゆる前期の修習と、四箇月のいわゆる後期の修習とに区分される。

前期の修習は、次にのべる実務修習の前に行なわれ、実務に関する一般的基礎的概念の把握を主眼とするもの、後期の修習は実務修習の後に行なわれ、修習の総仕上げおよび全般的な調整を主眼とするものである。

- 4 実務修習は、裁判、検察および弁護の実徳の体得を主眼とするもので、通常、地方裁判所、地方検察庁または弁護士会に委託して行なわれる。ときに、高等裁判所または高等検察庁に委託されることがある(規則七)。実務の委託を受けた裁判所、検察庁および弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない(規則九)。また、司法研修所は、裁判所、検察庁および弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行なうことができる(規則九)。実務修習の委託を受けた裁判所、検察庁および弁護士会の長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない(規則一〇)。

(注1) 最高裁判所の諮問に応じて、「司法修習生の修習についての基本方針の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する」機関として、最高裁判所に司法修習運営諮問委員会が置かれている(同委員会規則一)。そして、最高裁判所は、昭和四一年九月二八日、同委員会に対し「司法修習の方針およびその実施に関し当面考慮すべき重要事項について」諮問し、同委員会は、合計一七回の会議を開いて審議し、昭和四三年九月二四日、諮問事項について答申した(「司法修習運営諮問委員会の答申について」法曹時報二〇巻二二頁七三頁以下)。

(注2) 司法修習生の修習については、司法修習生指導要綱(昭二九・七・一日記発三二〇号司法研修所長通達)がある。なお、司法研修所編「司法研修所要覧」(一九六八・六九)六頁以下、既設会「司法研修所十年を顧み司法修習生制度を検討する」ジユリスト一五二号一四頁等参照。

- 四 司法修習生は、その修習を終えるには、修習の後、「試験に合格し」なければならない。司法修習生の修習を終えたときは、判事補または検察官の任命資格を取得し(裁四三・検一八一)、また弁護士となる資格を取得する

ので(弁四)、たんに一定期間修習をしただけでは修習を終えたものとせず、修習の後、一定の試験に合格したときはじめて、修習を終えたものとしたものである。この試験は、「考試」とよばれる(規則二以下)。なお、この「試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める」ものとされており、最高裁判所は、司法修習生に関する規則でこれを定めている。

- 1 考試は、最高裁判所に常置される司法修習生考試委員会が行なう(規則二一)。委員会は、委員長および委員若干名で組織されるが(規則二二)、委員長は最高裁判所長官があてられ、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から委嘱される(規則二三)。
- 2 考試は、裁判、検察および弁護士事務の実務その他必要な事項について行なわれる(規則二四)。考試の方法および期日は、考試委員会が定める(規則二五)。なお、司法研修所長は、考試の前に、高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正および弁護士会長の提出した実務修習の報告書を添附して、修習の成績を考試委員会に報告しなければならない(規則二六)。
- 3 考試を受けるのは、所定の修習をした司法修習生である。考試委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、これにより、当該司法修習生の合否が決定する。なお、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない(規則二六)。

四 司法修習生は、所定の修習をした後試験に合格したときに、「司法修習生の修習を終える。」

- 1 「修習を終える」には、所定の修習と試験の合格との両者の要件がそなわらなければならない。所定の修習をしても、試験に合格しなければ、修習を終えたことにはならないし、試験に合格しても、所定の修習をすませているなければ(注1)、修習を終えたものとはいえない。

- 2 「修習を終える」ことにより、次の資格等を取得する。
- (1) 判事補(四三)または検察官(検一八)に任命される資格
  - (2) 弁護士となる資格(弁四)
  - (3) 公証人に任命される資格(公証人法二三)
  - (4) 税理士となる資格(税理士法三)
  - (5) 弁理士となる資格(弁理士法三)
  - (6) 最高裁判所の裁判官(四一五)、高等裁判所長官、判事(四二五)、簡易裁判所判事(四四五)、一級の検察官(検一九一三、IV)の採用資格として、裁判所事務官、法務事務官等の職にあつた年数を算入されること。
- 3 右のように、司法修習生の修習を終えても、判事補、検察官等の任命資格を取得するのみで、当然にこれらの官職に任命されるとは限らない(注2)。弁護士については、志望する限り、通常その職に就くことができるが、一定の事由があつて弁護士名簿への登録が拒絶される場合は(弁一五)、弁護士となることができないこととなる(弁八)。
- (注1) 所定の期間の修習をすませる前に試験をうけさせることも可能である。その場合には、試験の後に残りの期間の修習をすることになる。
- (注2) 裁判所構成法のもとにおいては、司法官候補としての修習後に行なわれる考試に合格すれば、判事または検事に任用されるべき権利を有するものとされていたが(長島毅氏「裁判所構成法」五七頁)、現行制度はこれと異なるわけである。

#### 四 「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」

- 1 一般に、「給与」とは、国および地方公務員、政府関係機関の職員等について、その勤務に対する対価をい

い、俸給、給料、報酬、賃金、手当等種々の名称のものを包含するといわれている。しかし、司法修習生は、公務員ではなく、従つて、また一定の職務を遂行すべき義務を負うわけではなく、ただ誠実に修習をすべき義務を負うにすぎない。修習は、国に対する勤務ないし給付の性質をもつものではなく、むしろ自己の向上のためになされるものであるから、修習の対価として給与を受けるといふことは、意味をなさない。ただ、法曹の資格要件としての司法修習生の地位の重要性にかんがみ、これに人材を吸収し、また修習に専念させる等の見地から、とくに一定額の給与が支給されることとされたものである。

- 2 司法修習生の受ける給与は、本俸に相当する「給与」のほか、調養手当、暫定手当、扶養手当、通勤手当、寒冷地手当等である(報酬法附則一四、裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律八等)。給与は一定額とされており(注)、現在(昭和四四年一月一日)の本俸に相当する給与は月額三三、五三〇円である(報酬法附則一四、裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律八、九、報酬規則一則表)。なお、司法修習生には、旅費が支給される(国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程、昭二七・六・一一会甲第一二二八号「国内旅行の旅費について」最高裁判務総長依命通達参照)。
- 3 司法修習生の給与は、「その修習期間中」受けられる。修習期間とは、司法修習生を命ぜられた時(六六一参照)から、試験に合格して修習を終えた時(六七一参照)、または司法修習生を罷免された時(六八参照)までの間をいう。司法研修所において修習中であると、裁判所、検察庁等において実務修習中であるとを問わず、弁護士会における実務修習期間もふくまれる。病気その他の正当な理由によつて修習しないときでも罷免されない限り給与を受けられることができる。
- 4 司法修習生の給与は、「国庫から」給される。司法修習生は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司

法研修所長の統轄をうけるものであり、また、司法修習生の修習に関する事務は最高裁判所に置かれる司法研修所で取り扱うものとされている以上、給与も国庫から受けるべきは、当然といえよう。ただ、司法修習生のうちには、弁護士を志望する者もあり、かつ、一般に、弁護士会でも実務修習をすること等の関係もあり、疑をさけるため、とくに国庫から給与を受けることが明らかにされたものであろう。予算上は、最高裁判所の経費として計上されている。

5 以上のほか、支給の時期等の点については、裁判官の報酬、裁判官以外の裁判所職員の俸給等に準ずる。

(注) ここに「一定額」とは、特定の司法修習生の受ける給与の額が一定であることをいい、必ずしもすべての司法修習生の受ける給与の額が均一であることを意味するものではない(たとえば、修習第二年目の司法修習生の給与の額を第一年目の司法修習生のそれより多額とすることも考えられよう。もつとも、現在は均一額である)。なお、司法修習生はその地位にある限り、常に給与の全額を受けることができ、一般公務員の懲戒や休職の場合のように、給与を減額されることはない。

第六十八條 (罷免) 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

一 本条は、司法修習生の罷免について規定したものである。

二(一) 司法修習生は、法曹の候補者として、将来法曹の全地位に就きうる資格を取得すべきものであるから、品性、健康その他の個人的関係において、法曹たるにふさわしくないことが明らかになるときは、司法修習生たる地位を失わせるべきことは、当然である。そこで、本条においては、そのことが明らかにされたものである。

二(二) 本条に関連する最高裁判所規則として「司法修習生に関する規則」(昭和三年八月十八日規則第一五号。以下、本条の解説において「規則」という。)がある。

三(一) 司法修習生の罷免事由は、「司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるとき」である。最高裁判所は、その事由を、司法修習生に関する規則第一七条以下で定めている。

1 絶対的罷免事由は、次のとおりであつて、これらの事由があるときは、当該司法修習生は、必然的に罷免せられることとなる(規則一七)。もつとも、罷免の処分があるまでは、これらの事由があつても、当然に司法修習生の身分を失うものではないと解される。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者。その意義については、第四六条の解説中三の(二)参照。

(2) 禁治産または準禁治産者。禁治産者とは、民法第七条の規定により禁治産の宣告を受けた者、準禁治産者とは、民法第一三条の規定により準禁治産の宣告を受けた者をいう。一たん禁治産または準禁治産の宣告を受けても、罷免前にその宣告が取り消されたときは(民一〇、一三)、絶対的罷免事由には該当しないこととなる。

(3) 破産者で復権を得ない者。破産宣告を受け、それが確定した者であつて(注一)、しかも破産法所定の復権を得ていない者をいう。

2 裁量的罷免事由は、次のとおりであつて、これらの事由があるときは、当該司法修習生は、罷免されることがあるものとされている(規則一八(注二))。この場合、罷免の処分があるまで、司法修習生の身分を有することとは、当然である。



- (1) 品位を辱める行状があつたとき。司法修習生は、「高い識見と円満な常識を養い……裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない」(規則四)のものであるから、たえずそれにふさわしい行状を保たなければならないことは、当然である。なにが品位を辱める行状にあたるかは、法曹候補者たる司法修習生の地位との関連において決せられるべく、具体的には、罷免機関の認定にまづはかない。修習中の行状ばかりでなく、私生活における行状もふくまれるものと解される。
- (2) 修習の態度が著しく不真面目なとき。司法修習生は、修習をすることを本分とするものであるから、その態度が著しく真面目を欠く場合には、その身分を維持するにあたいしない。なお、ここに修習の態度とは、修習そのものに関する心構えおよび行動を意味し、私生活の態度や、修習の結果としての成績等をふくまない。
- (3) 成績不良で修習の見込みがないとき。司法修習生は、修習の後試験を経て修習を終えるものであるが、修習中であつても、成績不良で修習の見込みがないことが明らかになるときは、その身分を維持する必要がないとされたものである。もつとも、修習の見込みがないということ、修習の過程において決するについては、慎重な考慮を要すべく前条第一項の試験に不合格となつたからといつて、直ちに修習の見込みがないといふことができないことは、いうまでもない(注3)。
- (4) 病気のため修習に堪えないとき。修習に堪えない限り、その病気の種類は問わず、精神的疾患ももとよりふくまれる。たんに一時的な病気で容易に回復すべきものは、もとよりこれに当らない(規則六参照)。
- (5) 本人から願出があつたとき。本人から願出があれば、特別の事由がない限り、罷免されることとなる。
- (注1) 「破産ハ其ノ宣告ノ時ヨリ効力ヲ生ズ」(破一)るものであるけれども、それは、財産隠匿防止等の目的に出る

ものであり、身分上の関係においては、その確立後効力を生ずるものと解すべきであらう(昭四・五・一五大審院判決、民集八卷四八三頁参照)。

(注2) もつとも、教職的といつても、それは、各事由の判断そのものに、罷免機関の教職的要素がふくまれるという趣旨に解すべきで、罷免機関において、これらの事由に該当すると認定した以上は、必ず罷免すべきものと解すべきであらう。

(注3) 裁判所構成法施行当時においては、考試(法六七条一項の試験に相当する試験)の不合格が再度に及ぶと辞職を論旨される例になつていたということである(長島教氏「裁判所構成法」五七頁)。

二 「最高裁判所は、一右の罷免事由があると認めるときは、「その司法修習生を罷免することができる。」。

- 1 「罷免」とは、司法修習生の地位を免することをいう(注1)。司法修習生の罷免は、最高裁判所の権限に属する。けだし、司法修習生は、法曹の候補者であつて、その地位を失わせるかどうかということは、重要な司法行政事項と解されるので、司法行政権の最高機関たる最高裁判所の権限とされたものである。最高裁判所がこれを行なうのは、裁判官会議の議による(二二)。
- 2 司法研修所長は、司法修習生に前述の罷免事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない(規則一九一)。また、高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正および弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、罷免事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない(規則一九二)。これらの報告を受けたときは、最高裁判所は、事実を調査したり、裁判官会議の議により、当該司法修習生を罷免すべきかどうかを決定することになる(注2)。
- 3 罷免により、当該司法修習生は、司法修習生たる身分を失ひ、それに伴つて、司法修習生としての各種の権利義務が消滅する。その際、共済組合から退職一時金の全部について給付を受けることができるかどうかは、

罷免事由のいかんによつて異なるものと解される(注3)。

4 罷免された司法修習生も、罷免の事由が消滅したときは、再び司法修習生に採用される資格を有することとなる。もつとも、これを採用するかどうかは、採用権者(最高裁判所)の自由である(注4)。

(注1) 「罷免」とは、通常は、一定の地位にある者をその意に反して免ずることを意味するが、本条の場合は必ずしもそうでなく、本人から願出があつたときもよくむものと解されている(規則一八五)。

(注2) 理論上は、司法研修所長等の報告の有無にかかわらず、最高裁判所は独自の権限で、司法修習生の罷免を決定する。しかし、實際上は、司法研修所長等の報告をまつてするのが通例であろう。

(注3) この点は、国家公務員共済組合法第九七条(なお、同施行令一一の九参照)の解釈の問題に帰する。司法修習生の罷免事由のうち、本人の願出、禁治産、準禁治産、破産、病氣等の場合に、退職給付を全部うけられること、禁錮以上の処刑の場合に退職給付を全部うけられないことは、明らかである。しかし、品位を辱める行状、修習態度の不真面目、成績不良等の場合に、全部の給付をうけられるかどうかについては、それを實質的に懲戒処分にあたるものと解するかどうかにより見解が分かれる。

(注4) 再採用の場合には、事情によつては、前後の修習期間が通算されよう。

昭和四四年六月三〇日発行

裁判所法逐条解説 中巻

定価九五〇円

法曹会理事

発行人 寺田治郎

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

発行所 法曹会

電話(四三) 二二四六(代)

振替 東京一五六七〇番

最高裁判所  
局  
総務部  
総務課

印刷 株式会社第一印刷所

製本 菊川製本株式会社

落丁・乱丁はお取替えいたしません。

## 64期司法修習生進路内定状況推移

### 64期(2011年度)

調査方法：64期の3～4月、6～7月の調査は、日弁連から司法修習生へメールによりアンケートを送付し実施した。(実際に日弁連で連絡先を把握でき、メールを発信したのは、2022名中1838名である。)  
64期の5月の調査は、調査の確度向上のため、各弁護士会を通じて、聞き取り調査を実施した。

3月実施(3月23日～4月7日)

	修習生総数	回答数	回答率	未定数	未定率
現64					
新64	2022	724	36%	402	56%

4月実施(4月15日～4月26日)

	修習生総数のべ回答数	回答数	回答率	未定数	未定率
現64					
新64	2022	834	41%	452	54%

5月実施(5月12日～6月6日) 弁護士会を通じ、司法修習生に聞き取り調査を実施

	修習生総数	回答数	回答率	未定数	未定率
現64	102	44	43%	11	25%
新64	2022	1100	54%	518	47%

6月実施(6月15日～6月30日)

	修習生総数のべ回答数	回答数	回答率	未定数	未定率
現64					
新64	2022	883	44%	414	47%

7月実施(7月14日～26日)

	修習生総数のべ回答数	回答数	回答率	未定数	未定率
新64	2022	910	45%	394	43%

8月実施

	修習生総数	回答数	回答率	未定数	未定率
新64					

9月実施

	修習生総数	回答数	回答率	未定数	未定率
新64					

注)64期司法修習生に対する調査の集計方法について

「未定率」とは、回答数に占める、「弁護士志望だが、就職先未定」と回答した修習生の割合

法律事務所、企業内・官公庁に所属する組織内弁護士、法テラスのスタッフ弁護士、のいずれかに内定している、と回答した者については、翌月から調査を実施しておらず、翌月以降の調査の集計では「内定者」としてカウントしている。(例：3月の調査で「法律事務所内定」と回答した者には、その後の4～7月(5月を除く)には調査を実施せず、4～7月の集計結果においては、「法律事務所内定者」としてカウントしている。)

司法修習生が1回でも回答を行っていただければ、翌月以降もその回答を回答数に含むこととし、当該修習生から新たに回答がされない限りは、過去の回答が集計に反映されている。

(例：3月の時点で、「弁護士志望だが、就職先未定」と回答しており、4～7月(5月を除く)の調査において回答が無かった修習生については、4～7月の集計結果においては、「弁護士志望だが、就職先未定」としてカウントしている。)

64期司法修習生に対する5月の調査については、3月、4月の調査結果に関わらず、司法修習生全員を対象として調査を実施した。

### 【参考】63期(2010年度)

調査方法：63期の調査は、3月から9月まで各弁護士会を通じて、司法修習生に聞き取り調査を実施した。

3月実施(3月10日～4月9日)

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
現63	159	55	35%	17	31%
新63	2021	1014	50%	568	56%

4月実施(4月9日～4月30日)

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
現63	159	87	55%	32	37%
新63	2021	1070	53%	584	55%

5月実施(5月7日～6月4日)

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
現63	159	105	66%	30	29%
新63	2021	1266	63%	570	45%

6月実施(6月8日～7月5日)

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
現63	159	111	70%	30	27%
新63	2021	1235	61%	532	43%

7月実施(7月9日～8月16日)

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
新63	2021	1323	65%	458	35%

8月実施(7月23日～9月13日) 就職動向調査として実施

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
新63	2021	720	36%	236	33%

9月実施(9月3日～10月12日)

	総数	回答数	回答率	未定数	未定率
新63	2019	1243	62%	288	23%

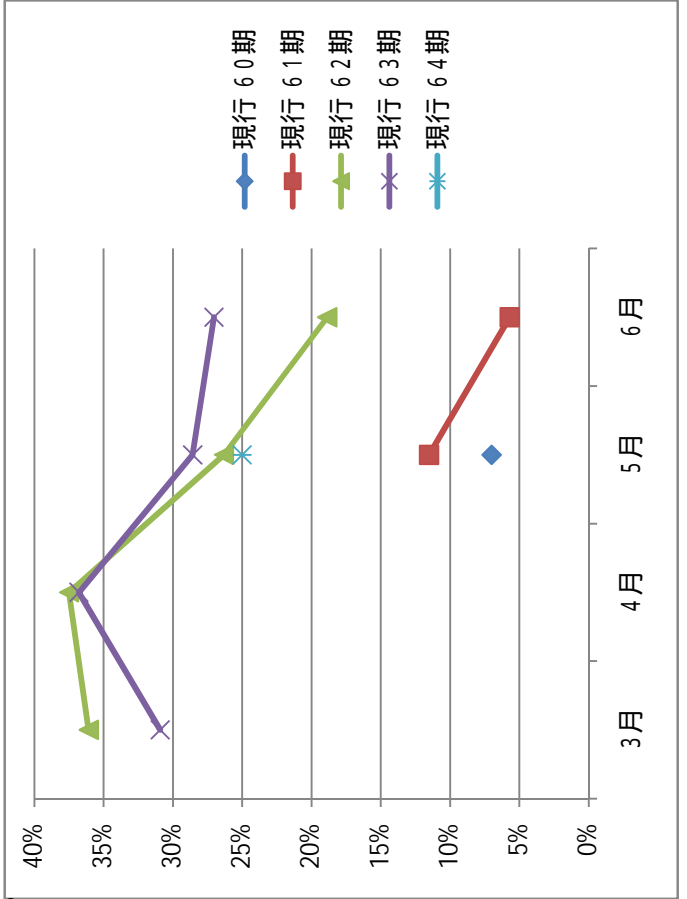
# 司法修習生進路内定状況推移

【調査方法】

- ・63期までは弁護士会による聞き取り調査を実施。
- ・64期は司法修習生へ日弁連からメールによりアンケート調査を送付して実施(但し、5月調査については、弁護士会による聞き取り調査)。

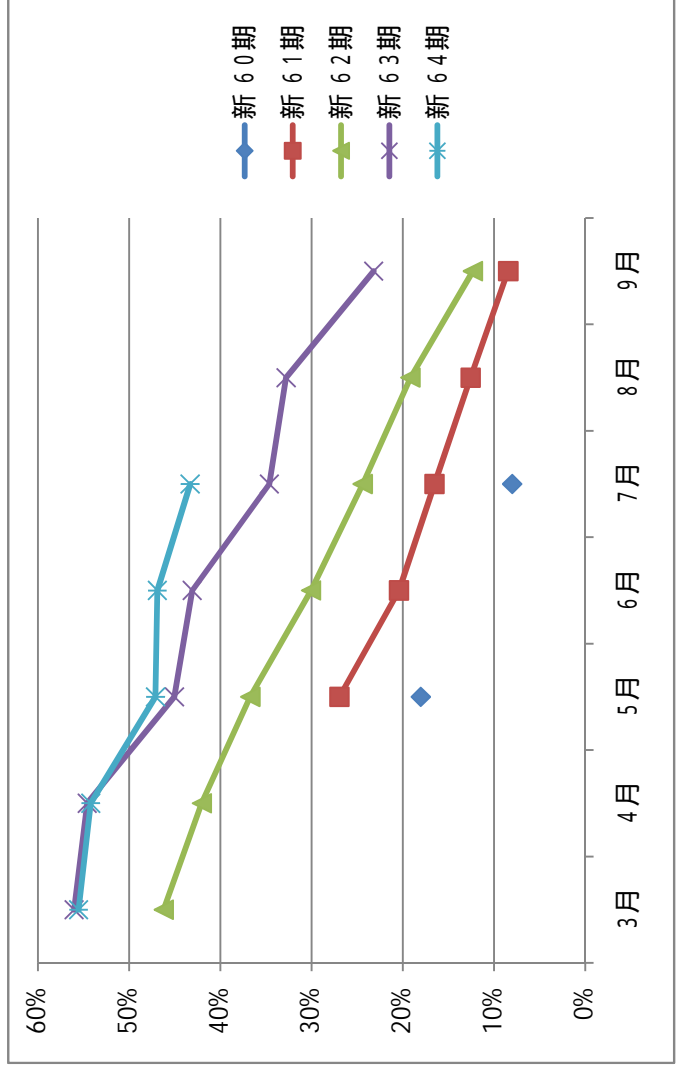
	現行				
	60期	61期	62期	63期	64期
3月			36%	31%	
4月			38%	37%	
5月	7%	12%	26%	29%	25%
6月		6%	19%	27%	

【注】弁護士一括登録：8月中旬～9月初め



	新				
	60期	61期	62期	63期	64期
3月					56%
4月			42%	55%	54%
5月	18%	27%	37%	45%	47%
6月		20%	30%	43%	47%
7月	8%	17%	24%	35%	43%
8月		13%	19%	33%	
9月		8%	12%	23%	

【注】弁護士一括登録：12月半ば



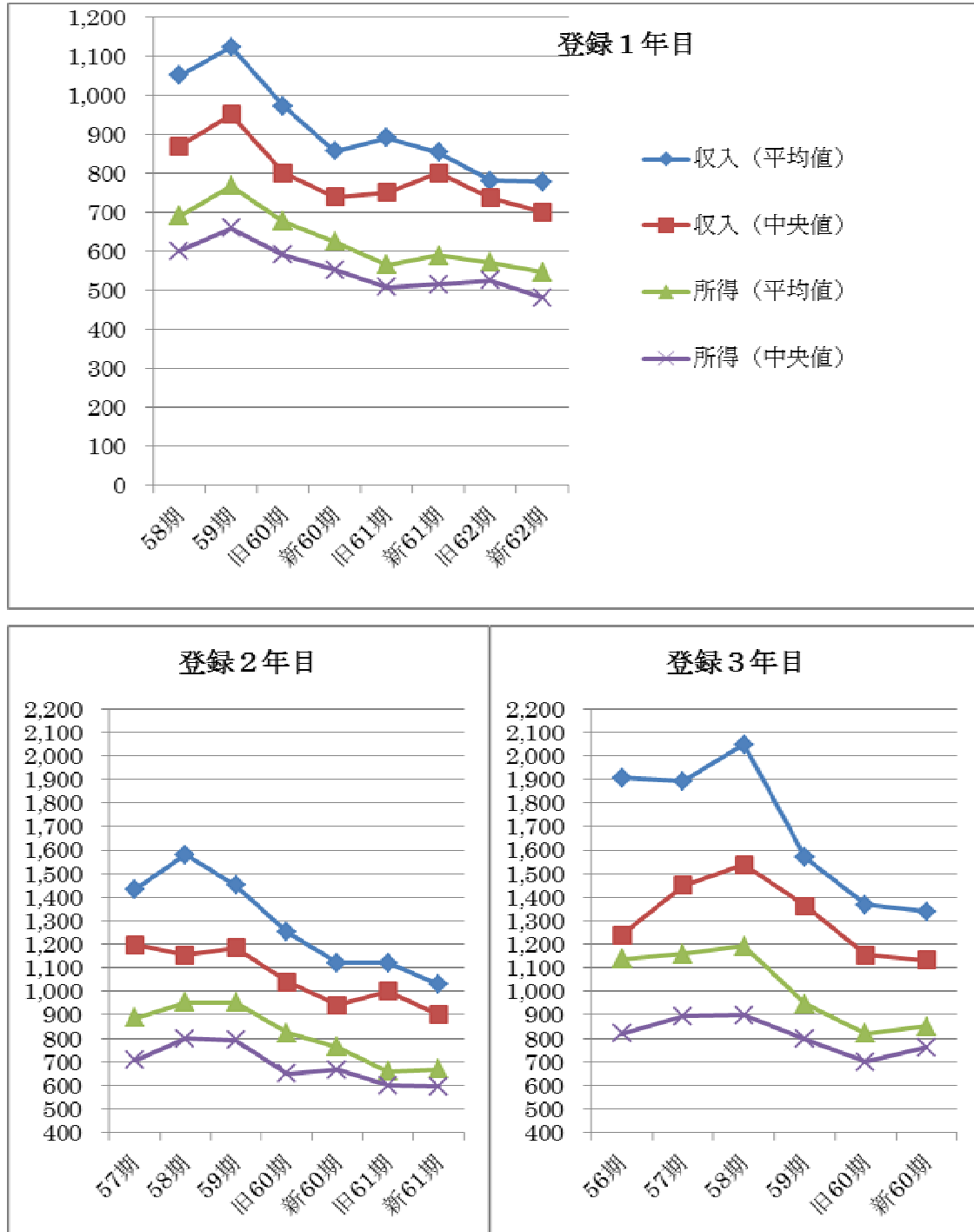
数値は回答者中、「弁護士志望だが、就職先未定」と回答した司法修習生の占める割合である。

【司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査】

集計結果に関するコメント（追加）

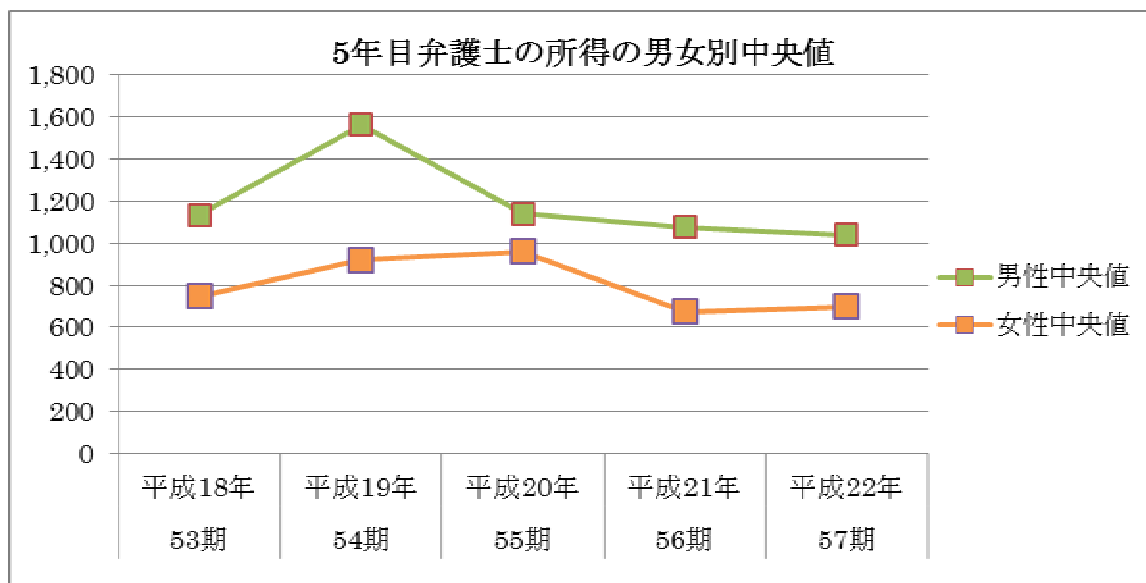
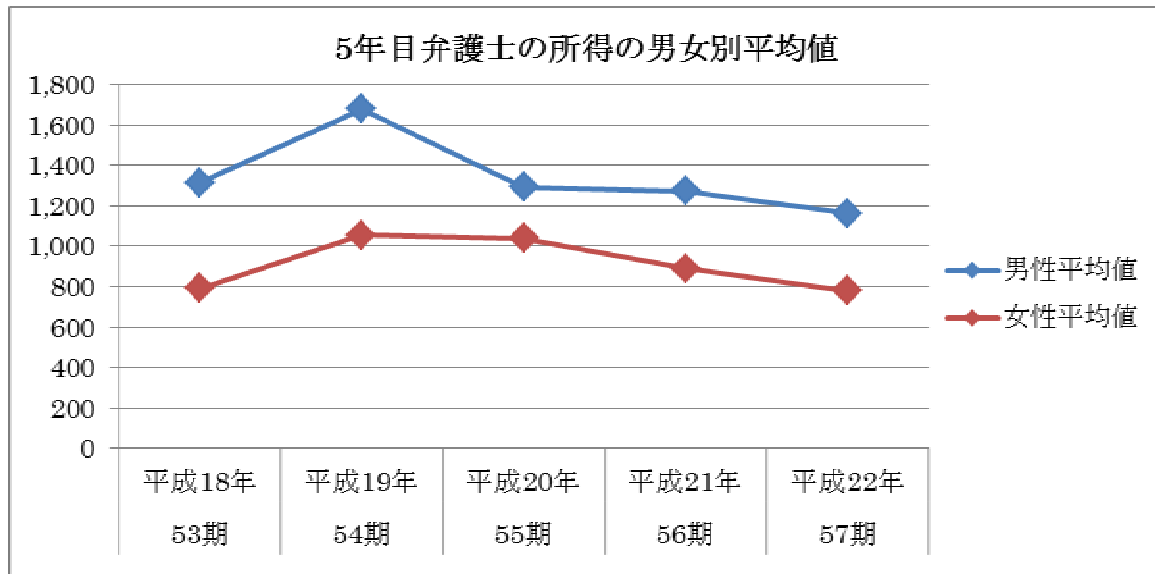
登録1年ないし3年目の弁護士の売上（収入）および所得は年々減少傾向にある。

図1 修習期別の登録1年目ないし3年目の収入・所得の比較



女性弁護士の割合は、年々増加している（新62期で27.2%）が、5年目（出産・育児の時期にあたる者も多い）の所得は、平均値・中央値ともに男性よりも200万円ないし600万円程度下回っている。したがって、貸与制の導入は、女性弁護士により深刻な影響を及ぼすことになる。

図2 修習期別の登録5年目の所得の男女の比較



		53期	54期	55期	56期	57期
男性	平均値	1,314	1,677	1,292	1,272	1,162
	中央値	1,133	1,564	1,141	1,077	1,040
女性	平均値	793	1,054	1,039	889	781
	中央値	747	922	959	674	697
平均値の男女差		521	623	253	383	381
中央値の男女差		386	642	182	403	343

日弁連法 1 第 1 2 8 号  
2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 7 月 1 5 日

第 5 7 期会員各位  
第 6 2 期会員各位

日本弁護士連合会  
会長 宇都宮 健 児  
(公印省略)

### 弁護士の売上・所得調査について(依頼)

日頃より、当連合会の活動に多大な御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先般、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣の申し合わせにより、政府内に「法曹の養成に関するフォーラム」(以下「フォーラム」といいます。)が設置され、本年7月13日に第3回会合が開催されました。

既に新聞等で報道されていますが、第3回会合ではフォーラム事務局から、第48期から第62期までの会員に実施した収入・所得に関する調査結果が報告され、弁護士6年目の平成22年分所得額の平均値1073万円、中央値957万円等の内容が示されました。

しかし、同調査の回収率はわずか13.4%であり、上記の調査結果が弁護士の経済状況の実態を反映しているとは言い難いとの声が当連合会理事会でも多数寄せられております。この調査結果は今後のフォーラムの検討における基礎資料とされるものであり、正確性を確認する必要があります。

つきましては、当連合会としては、再度、弁護士登録6年目及び1年目である第57期及び第62期会員の皆様を対象として、必要最小限の項目につき売上・所得に関する緊急調査を別紙のとおり実施することといたしました。調査事項は短時間で回答できるものとなっております。回答を御記入のうえ、本年7月25日(月)までに同封の返信用封筒又はFAXのいずれかにて御返信いただきたくお願いいたします。フォーラム事務局が実施した上記の調査に御回答いただいた方も再度御回答ください。

会員各位におかれましては、度々御負担をおかけし誠に恐縮ではございますが、上記の趣旨を御理解いただき、何卒御協力いただきたく宜しくお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問合せ先・送付先】

日本弁護士連合会法制部法制第一課(担当:松本・日置)  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
TEL:03-3580-9882  
FAX:03-3580-5055

回答期限：7月25日(月)

本票に回答を記入の上、本票のみを同封の返信用封筒又はFAXのいずれかで返信。

調査票（売上・所得調査）

- Q 1 あなたの修習期について該当する番号1つにチェック（）してください。  
57期          旧62期          新62期
- Q 2 性別について該当する番号1つにチェック（）してください。  
男性          女性
- Q 3 年齢について該当する番号1つにチェック（）してください。  
25歳以下          26歳～30歳          31歳～35歳          36歳～40歳  
41歳～45歳          46歳～50歳          51歳以上
- Q 4 扶養家族（配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の対象となる者）の有無について該当する番号1つにチェック（）してください。扶養家族がいる場合にはその人数についても該当する番号1つにチェック（）してください。  
1 有り（扶養家族の数          1人          2人          3人以上）  
2 無し
- Q 5 所属先について該当する番号1つにチェック（）してください。法律事務所の場合はその所属人数についても回答願います。  
1 法律事務所・弁護士法人（公設事務所を除く。）  
所属弁護士数（あなた自身を含む。）  
1人          2人          3～5人          6～10人          11～50人  
51人以上  
2 公設事務所  
3 法テラス  
4 企業  
5 官公庁  
6 その他
- Q 6 所属先の所在地について該当する番号1つにチェック（）してください。  
2を選んだ方は同封の表のうち該当する番号にチェック（）してください。  
1 地方裁判所の本庁所在地  
2 地方裁判所の支部所在地  
具体的な支部所在地：別表参照  
表1          表2          表1，表2のいずれでもない
- Q 7 あなたの平成22年分の総売上及び総所得についてお聞きします。  
正確性確保のため、平成22年分の確定申告又は源泉徴収票に基づく金額（ただし、万単位まで）を記入してください。  
「売上合計」、「所得合計」については、本調査の目的が回答者の経済的状況の把握にあることから、弁護士としての活動以外で生じたものも含めた総売上、総所得を記入してください。
- 平成22年分  
売上（収入）合計 ..... 


 万円  
所得（収入から経費等を差し引いた額）合計 ..... 


 万円
- Q 8 上記Q7の売上（収入）合計のうち過払金返還請求事件が占める割合について分かる範囲で記入してください。 

--	--	--	--	--

 割

ご協力ありがとうございました



別表

【表1】

管区	地方裁判所	支部名
東京	千葉	館山
	千葉	佐原
	宇都宮	真岡
	前橋	沼田
	甲府	都留
	新潟	佐渡
大阪	京都	園部
	神戸	柏原
	神戸	杜
	神戸	龍野
	奈良	五條
	大津	長浜
	和歌山	御坊
	和歌山	新宮
名古屋	津	熊野
	福井	武生
	金沢	七尾
	金沢	輪島
	富山	魚津
広島	山口	萩
	岡山	新見
	松江	西郷
福岡	福岡	柳川
	長崎	島原
	長崎	平戸
	長崎	壱岐
	長崎	五島
	長崎	厳原
	大分	杵築
	大分	佐伯
	大分	竹田
	熊本	山鹿
	熊本	阿蘇
	熊本	人吉
	鹿児島	加治木
	鹿児島	知覧
鹿児島	川内	
宮崎	日南	
仙台	仙台	登米
	山形	新庄
	盛岡	二戸
	秋田	能代
	秋田	本荘
札幌	札幌	滝川
	札幌	浦河
	札幌	岩内
	函館	江差
	旭川	名寄
	旭川	紋別
	旭川	留萌
	旭川	稚内
	釧路	網走
釧路	根室	
高松	高知	須崎
	高知	安芸

【表2】

管区	地方裁判所	支部名	管区	地方裁判所	支部名
東京	さいたま	秩父	札幌	札幌	岩見沢
	千葉	一宮		札幌	室蘭
	千葉	八日市場		札幌	苫小牧
	水戸	日立		札幌	小樽
	水戸	麻生	高松	釧路	北見
	宇都宮	大田原		高松	観音寺
	前橋	桐生		徳島	阿南
	静岡	下田		徳島	美馬
	静岡	掛川		高知	中村
	長野	飯田		松山	大洲
	長野	伊那		松山	宇和島
	新潟	三条			
	新潟	新発田			
	大阪	京都		宮津	
		京都	舞鶴		
		京都	福知山		
神戸		豊岡			
神戸	洲本				
名古屋	津	松阪			
	津	伊賀			
	津	伊勢			
	岐阜	高山			
	福井	敦賀			
金沢	小松				
広島	広島	三次			
	鳥取	倉吉			
	松江	出雲			
	松江	浜田			
	松江	益田			
福岡	福岡	重方			
	福岡	大牟田			
	福岡	八女			
	福岡	行橋			
	福岡	田川			
	佐賀	武雄			
	大分	日田			
	熊本	玉名			
	熊本	八代			
	熊本	天草			
	鹿児島	名瀬			
	鹿児島	鹿屋			
	宮崎	都城			
	宮崎	延岡			
那覇	名護				
那覇	平良				
那覇	石垣				
仙台	仙台	大河原			
	仙台	古川			
	仙台	石巻			
	仙台	気仙沼			
	福島	相馬			
	福島	白河			
	山形	米沢			
	山形	鶴岡			
	山形	酒田			
	盛岡	花巻			
	盛岡	遠野			
	盛岡	宮古			
	盛岡	一関			
	盛岡	水沢			
	秋田	大館			
	秋田	横手			
	秋田	大曲			
	青森	五所川原			
	青森	十和田			

# 当連合会による売上（収入）・所得補充調査について

日本弁護士連合会

## 1 調査実施要領

(1) 実施期間：2011年7月15日から2011年7月25日まで

(2) 実施方法：郵送で配布，郵送又はFAXで回収

(3) 調査対象：第57期及び第62期会員

(4) 調査内容

修習期

性別

年齢

扶養家族の有無

所属先及び所属人数

所属先の所在地

平成22年分の総売上（収入）及び総所得

の売上（収入）のうち過払金返還請求訴訟が占める割合

(5) 回収結果

配布者数：3100名

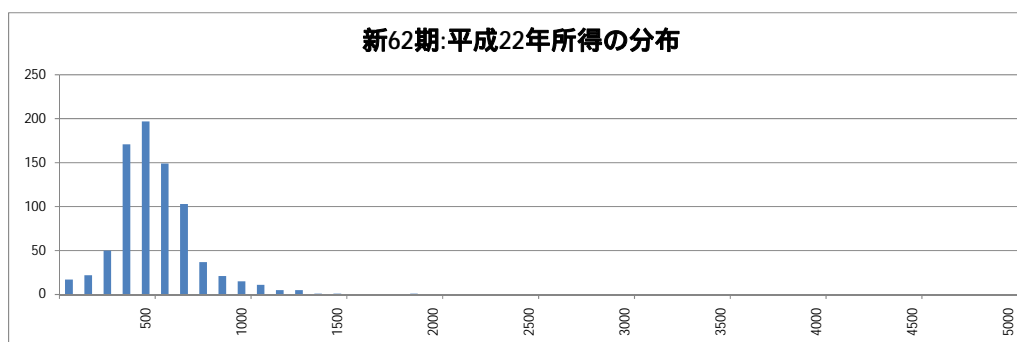
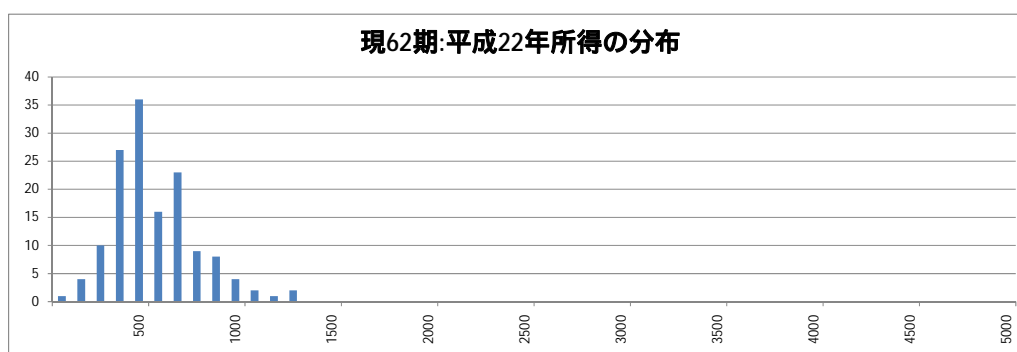
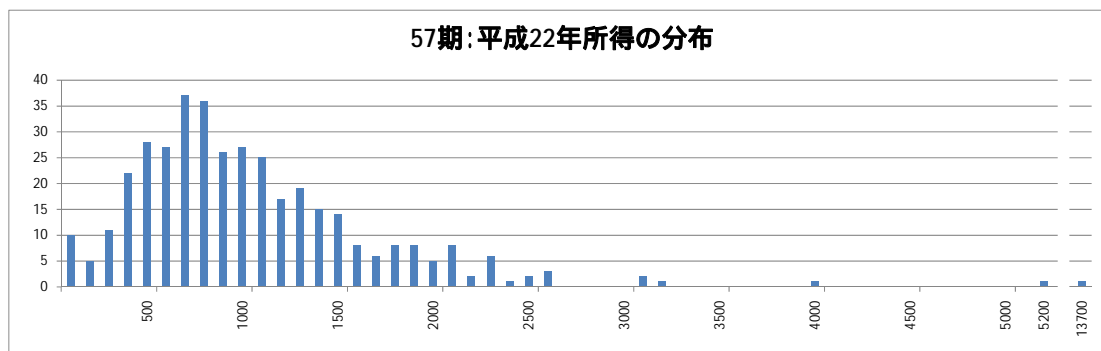
総回答者数：1365名

回答率：44.0%

## 2 判明した特徴的事項

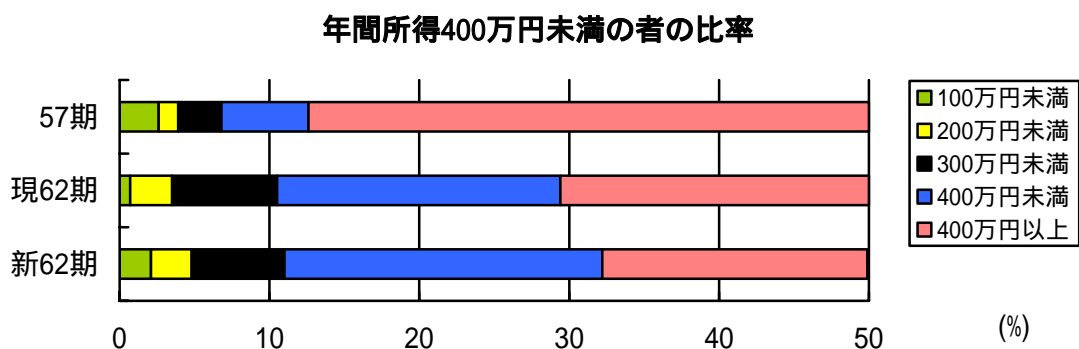
### (1) 所得分布

各期の最多分布帯は、57期が600万円以上700万円未満、現62期及び新62期は400万円以上500万円未満である。比較的多くの弁護士の実感に近い数字と思われる。



(2) 年間所得 400 万円未満の者の比率 (フォーラム事務局調査との比較)

日弁連調査では、新・現 62 期とも「400 万円未満」は、約 3 割である。フォーラム事務局調査では新 62 期は 28.8%であるが 現 62 期は 20.7%と、8%の開きがあった。フォーラム事務局調査で所得の最多分布帯に近い所で有効回答数が少なかったためと考えられる。



	日弁連調査		フォーラム事務局調査	
	400 万円未満	300 万円未満	400 万円未満	300 万円未満
57 期	12.6%	6.8%	10.6%	5.3%
現 62 期	29.4%	10.5%	20.7%	8.6%
新 62 期	32.3%	11.1%	28.8%	10.9%

### 3 調査結果の概要

#### (1) 売上(収入)・所得の平均値・中央値

売上(収入)の平均値・中央値(単位:万円)

		日弁連調査	フォーラム事務局調査	差額
57期	平均値	2,112	2,182	70
	中央値	1,677	1,793	116
	回答数	378	131	
現62期	平均値	781	780	-1
	中央値	720	736	16
	回答数	141	61	
新62期	平均値	741	777	36
	中央値	686	700	14
	回答数	798	277	

所得の平均値・中央値(単位:万円)

		日弁連調査	フォーラム事務局調査	差額
57期	平均値	1,014	1,073	59
	中央値	857	957	100
	回答数	382	132	
現62期	平均値	521	570	49
	中央値	482	524	42
	回答数	143	58	
新62期	平均値	491	546	55
	中央値	470	480	10
	回答数	806	257	

日弁連調査とフォーラム事務局調査の各結果を比較すると、新・現62期では大きな差は生じていないが、57期では100万円の差が生じている。登録後5年を過ぎると所得分布の開きが大きくなるので、回答数が多い方が実態をより反映していると思われる。

(2) 売上(収入)のうち過払金請求事件が占める割合

57期では2割程度であり、現62期、新62期は1割程度となっている。

修習期		売上合計(万円)	過払金返還請求事件割合(%)
57期	平均値	2112.13	18.7
	中央値	1677.50	10.0
	回答数	378	308
現62期	平均値	781.43	11.2
	中央値	720.00	.00
	回答数	141	113
新62期	平均値	741.12	8.9
	中央値	686.00	.00
	回答数	798	669

(3) 過払金請求事件による収入，過払金請求事件による収入を除く収入の平均値・中央値

過払金請求事件割合に売上(収入)合計をかけた額の平均は、57期約450万円、現62期約110万円、新62期約68万円であった。

修習期		過払い収入	過払い除く収入
57期	平均値	445.8382	1680.5462
	中央値	222.2000	1333.8000
	度数	306	303
現62期	平均値	110.9563	696.0170
	中央値	.0000	662.0000
	度数	112	112
新62期	平均値	67.9305	676.8321
	中央値	.0000	650.0000
	度数	665	654

日付	新聞社	刊	タイトル
4月7日	宮崎日日新聞	朝刊	ひと INTERVIEW 宮崎県弁護士会会長に就任した 近藤日出夫さん
5月8日	西日本新聞		司法修習給費どうなる 暫定延長期限あと半年 震災で政府の検討遅れ
5月13日	日本経済新聞	夕刊	司法修習生「給費制」省庁横断の検討会 法曹三者の養成も議論
5月13日	毎日新聞	夕刊	法曹養成にフォーラム
5月14日	朝日新聞	朝刊	政府 法曹養成制度検討へフォーラム
5月25日	時事通信		給費制存廃、8月末に結論＝法曹養成フォーラムが初会合
5月26日	産経新聞	朝刊	法曹の養成フォーラム初会合
5月26日	読売新聞	朝刊	法曹養成検討 初の会合
5月25日	日本経済新聞	WEB	司法修習生の給費制、8月に報告書 養成フォーラム初会合
5月26日	毎日新聞(静岡版)		県弁護士会:「法曹養成」会議の内容公表、国に求める/静岡
6月3日	西日本新聞	朝刊	福岡県弁護士会 あす福岡市で市民集会 法律家の養成や役割考える
6月5日	西日本新聞	朝刊	福岡県弁護士会 司法修習生の給費制考える
6月5日	毎日新聞(福岡版)		司法修習生給費制 維持を訴える 県弁護士会 市民集会で
6月12日	茨城新聞	朝刊	論説＝法曹養成フォーラム 悪循環克服へ知恵絞れ
6月12日	山陰中央新報	朝刊	論説＝法曹養成フォーラム 国家的視野で方向性探れ
6月12日	大阪日日新聞	朝刊	社説＝法曹養成フォーラム 常設の国家機関に
6月12日	静岡新聞		法曹養成フォーラム 常設の国家機関視野に
6月14日	千葉日報	朝刊	きょう、千葉市でシンポジウム 大震災から考える 弁護士ってだれのもの？
6月14日	朝日新聞	朝刊	オピニオン 司法改革 その先は
6月14日	朝日新聞	朝刊	社説＝司法改革10年 次代担う層どう育てる
6月16日	静岡新聞		県弁護士会 18日、静岡で市民集会
6月18日	静岡新聞		被災地での活動を紹介する集会をきょう開く県弁護士会の会長 斎藤安彦さん 給費制維持も訴え
6月19日	宮崎日日新聞	朝刊	社説＝法曹養成フォーラム 悪循環どうやって断ち切る
6月19日	静岡新聞	朝刊	法曹関係者 静岡で集会 震災支援など議論 「希望を語る弁護士に」
6月24日	北海道新聞	夕刊	司法修習生の給費制 あす意義考える集会
6月26日	北海道新聞	朝刊	札幌市でシンポ 司法修習生の給費制を論議
6月26日	読売新聞(札幌版)		札幌弁護士会 給費制維持求め集会
7月1日	熊本日日新聞	朝刊	社説＝司法改革10年 絶ちたい法曹養成の悪循環
7月1日	毎日新聞(神戸版)		シンポジウム:「司法修習生の給費制維持を」あす神戸で/兵庫
7月3日	毎日新聞(神戸版)		シンポジウム:被災者支援に、給費制維持を-県弁護士会/兵庫
7月8日	岡山日日新聞		司法修習生「給費制」存続を 的場真介岡山弁護士会長に聞く
7月12日	東奥日報	朝刊	青森市 県弁護士会が署名活動 「修習給費制維持を」
7月13日	読売新聞	夕刊	有識者会議 司法修習生の給与「貸与制」移行を前提
7月13日	共同通信		5年目弁護士、年収2千万 修習生の給費制めぐり調査
7月14日	朝日新聞	朝刊	法曹養成フォーラム 司法修習生給費打ち切りを確認
7月14日	毎日新聞	朝刊	弁護士やはり高所得
7月14日	産経新聞	朝刊	弁護士の所得 二極化 6～15年目でも12%が400万円未満
7月14日	日本経済新聞	朝刊	弁護士 平均年収 5年目で2000万円超 有識者ら調査 所得に格差も
7月14日	宮崎日日新聞	朝刊	宮崎市 県弁護士会が街頭宣伝 司法修習生の給費制存続を
7月17日	宮崎日日新聞	朝刊	宮崎市 県弁護士会が集会 司法修習生の給費制存続を
7月19日	毎日新聞(和歌山版)		市民集会:司法修習生への給費訴える 演劇上演も 和歌山で21日/和歌山
7月21日	佐賀新聞	朝刊	「法曹養成を考える」あす佐賀市で市民集会 布川事件 井手洋子監督特別報告も
7月22日	神奈川新聞		司法修習生「給費制維持を」横浜でシンポ 弁護士ら訴え
7月22日	大分合同新聞	夕刊	司法制度改革テーマに あす大分市で市民集会
7月24日	佐賀新聞		佐賀市 「法曹養成のあり方」で市民集会 修習生の給費制論議
7月25日	熊本日日新聞		存続を訴える集会 司法修習生の給費制 弁護士や市民が討論 熊本市
7月25日	毎日新聞(茨城版)		司法修習生:「給費制」存続求めシンポ 県弁護士会、水戸であす/茨城
7月26日	大分合同新聞	夕刊	大分弁護士会 集会で「望まれる弁護士」「市民目線で支援」「公共的な仕事を」
7月27日	茨城新聞	朝刊	水戸市で集会 弁護士の使命探る 給費制の維持も訴え 布川事件の桜井さん指摘 真実見抜く力を
7月28日	茨城新聞	朝刊	記者手帳:給費制維持の受益者は国民
7月28日	中国新聞	朝刊	広島市で集会 司法修習生の給費維持訴え

日付	新聞社	刊	タイトル
7月28日	信濃毎日新聞		弁護士の被災地支援 現地での活動を紹介
7月29日	読売新聞(広島版)	朝刊	修習生の「給費制」でシンポ
7月30日	北日本新聞		被災地での法律活動を報告
7月30日	富山新聞		給費制存続へ決意新た
7月31日	新潟日報	朝刊	新潟で集会 県弁護士会 修習生支援に給与存続訴え